

福生市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

福 生 市

目 次

第1章 福生市一般廃棄物処理基本計画	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状と課題	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の期間及び目標年度	4
第2章 地域の概要	5
第1節 自然環境	5
1 地理的・地形的特性	5
第2節 社会環境	6
1 人口の現状	6
2 産業の現状	9
3 土地利用	11
第3節 将来計画	12
1 総合計画	12
第3章 ごみ処理の現状と課題	14
第1節 ごみ排出の現状	14
1 ごみ分別区分とごみ処理フロー	14
2 ごみ量の実績	16
第2節 収集・運搬の現状	20
1 計画収集区域	20
2 収集・運搬体制	20
3 収集・運搬量の推移	20
第3節 中間処理の現状	21
1 中間処理施設の概要	21
2 中間処理量の推移	22
第4節 最終処分の現状	23
1 最終処分場の概要	23
2 最終処分量の推移	24
第5節 ごみ処理の課題	25
1 発生及び排出抑制・資源化に関する課題	25

2 収集・運搬に関する課題	25
3 中間処理に関する課題	26
4 最終処分に関する課題	26
第6節 廃棄物処理システムによる比較評価	27
第4章 ごみ排出量の推計	29
第1節 計画収集人口	29
第2節 ごみ排出量の推計	29
1 計画手法とその手順	29
2 ごみ排出量原単位実績	31
3 現況推移の推計結果	31
第3節 減量化・資源化目標の検証	34
1 国、東京都の目標とその検証	34
2 総合計画における指標とその検証	37
3 前計画の目標とその検証	37
第4節 発生及び排出抑制・資源化施策	38
1 施策ケースの設定	38
第5章 ごみ処理基本計画	42
第1節 基本方針	42
1 ごみ処理における基本方針	42
第2節 施策の基本フレーム	46
第3節 発生及び排出抑制・資源化計画	47
1 発生及び排出抑制・資源化の目標	47
2 市民・事業者・行政の行動指針	47
第4節 収集・運搬計画	50
1 収集・運搬の目標	50
2 市民・事業者・行政の行動指針	50
第5節 中間処理計画	52
1 中間処理の目標	52
2 行政の行動指針	53
第6節 最終処分計画	54
1 最終処分の目標	54
2 行政の行動指針	54
第7節 その他	55

1 資源管理計画	55
2 廃棄物減量等推進審議会の役割	55
第6章 生活排水処理基本計画	56
第1節 生活排水の現状と課題	56
1 処理形態別人口の推移	56
2 公共下水道整備の推移と将来計画	56
3 し尿及び浄化槽汚泥量の推移	57
4 収集・運搬方法	58
5 し尿処理場の概要	58
6 生活排水処理の課題	59
第2節 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の推計	60
1 生活排水処理形態別人口の推計方法	60
2 計画処理量の推計方法	60
3 生活排水処理形態別人口の推計結果	61
4 計画処理量の推計結果	62
第3節 生活排水処理基本計画	63
1 基本方針	63
2 生活排水処理の目標	63
3 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	63
4 計画達成のための施策	63
5 災害時のし尿処理に関する事項	63
第7章 福生市災害廃棄物処理計画	64
第1節 計画策定の目的	64
第2節 計画の対象	64
1 対象とする災害	64
2 対象とする災害廃棄物	64
3 被害の想定	67
4 災害廃棄物量の推計	68
第3節 災害廃棄物処理の実施主体	71
1 本市の役割	71
2 西多摩衛生組合及び組合構成市町の役割	71
3 市民・災害ボランティアの役割	72
4 事業者の役割	72

5 東京都の役割	73
第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方-----	74
1 災害廃棄物処理の基本方針	74
2 災害廃棄物処理の流れ	74
3 災害廃棄物処理業務の進め方	76
4 処理期間とスケジュール	77
第5節 災害廃棄物対策 -----	78
1 平常時における対応（発災前）	78
2 初動期における対応	82
3 応急対策期	89
4 災害復旧・復興期	90

< 用語集 >

第1章 福生市一般廃棄物処理基本計画

第1節 計画策定の目的

福生市は、西多摩衛生組合及び組合構成市町（青梅市、羽村市、瑞穂町）と共に平成24年3月に策定した、「福生市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を平成29年3月に改定し、「環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を基本理念として、資源循環型社会の形成に向けた施策の展開と体制の構築に取り組んできました。

国においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が平成29年6月に改正され、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」が策定されました。国が講ずべき施策として、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取組を一層強化することや、万全な災害廃棄物処理体制を構築すること及び対応等について示されています。

また、その内容を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とした、「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」が策定されました。さらに、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年6月）」が公布されています。

食品ロスについては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、数値目標「目標年次2030年度までに、家庭からの食品ロス量を2000年度の半減」が「第四次循環型社会形成推進基本計画」で示されています。

東京都においても、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update&Report（令和3年3月）」の策定や「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の令和3年9月の改定において、プラスチック対策、食品ロス削減に向けた取組が急速に進んでいます。

近年、大規模な災害が毎年のように発生しており、多摩地域では「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」に基づき、広域的な災害廃棄物処理の支援要請の体制は確保されていますが、各自治体における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理についても急務の課題として対応が求められています。

一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うものとされていることから、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、さらに、国や東京都の動向を踏まえた上で、課題の認識及び広域かつ効率的な廃棄物処理施策を推進していくため、平成29年3月の改定から5年が経過する令和3年度に見直しを行います。

第2節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状と課題

燃やせるごみの処理については、西多摩衛生組合において、本市を含む組合構成市町（青梅市、羽村市、瑞穂町）が、共同で広域かつ効率的な処理を行っています。

西多摩衛生組合環境センターでは、令和元年度に第1期基幹的設備改良工事が完了し、施設の延命化を図っています。

燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物等の処理については、組合構成市町が所有する中間処理施設において、個別に処理を行っています。

また、し尿処理については、平成8年に西多摩衛生組合での共同処理から組合構成市町への自区内処理となり、本市及び瑞穂町（浄化槽汚泥は除く）は、青梅市との事務委託に基づき青梅市し尿処理場において処理を行っています。令和元年度からは、羽村市のし尿、羽村市及び瑞穂町の浄化槽汚泥についても、青梅市との事務委託に基づき搬入を開始したことで、広域かつ効率的な処理が推進されています。

なお、組合構成市町の各中間処理施設は、維持管理に万全を期し、定期的に維持補修等を実施しながら運営を行っていますが、中間処理施設の中には施設稼働から長期間経過したことによる経年的な老朽化が進み、設備機器等の機能低下が懸念されるため、基幹的設備改良工事等を実施しなければならない状況の施設もあります。今後も、安定的な処理を継続して行うため、西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議等により、中間処理施設の統合を含め検討する必要があります。

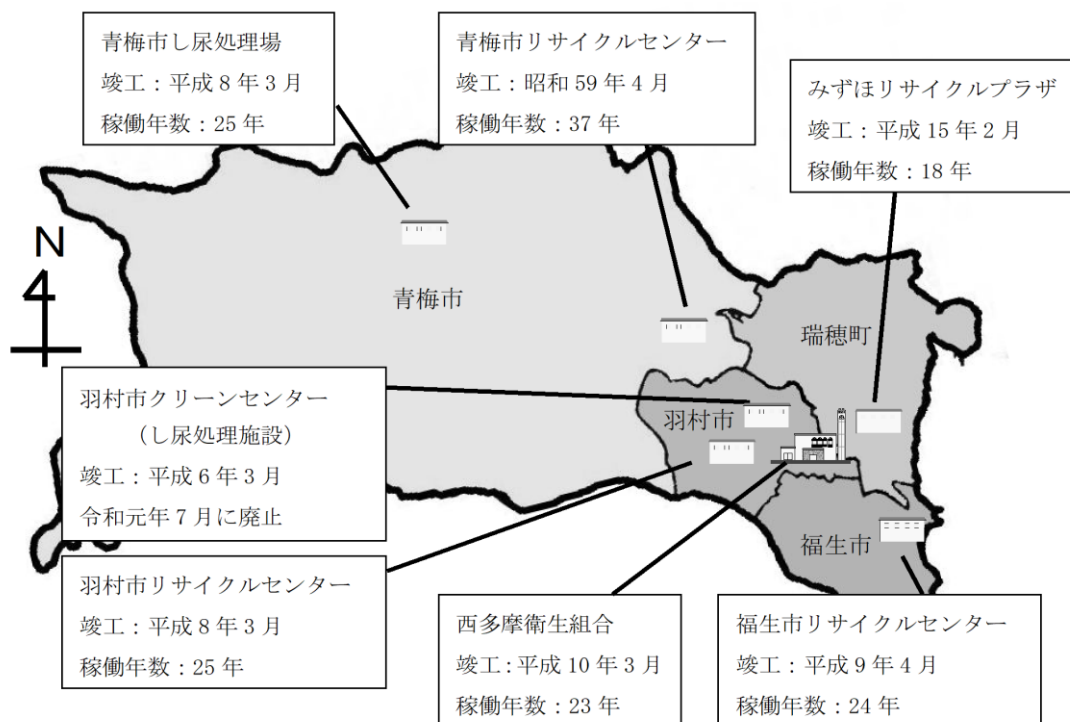


図1-2-1 西多摩衛生組合及び組合構成市町の間処理施設の位置図

第3節 計画の位置付け

福生市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的視点に立った基本的な方針を示すものです。

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。

また、都道府県は、「廃棄物処理法」第5条の5の規定により災害廃棄物処理計画を策定することとされており、市区町村等においても、都道府県と相互に整合性が図られた災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

本計画の位置付け及び他の計画等との関係を図1-3-1に示します。

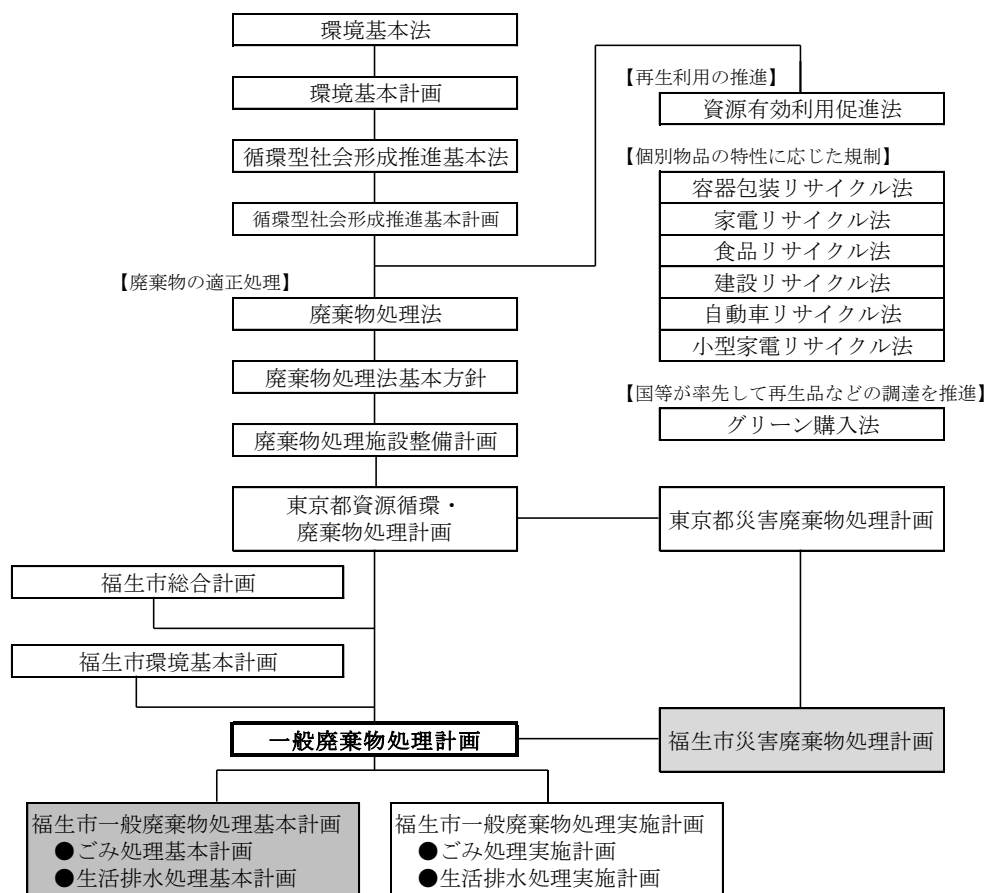


図1-3-1 本計画の位置付け及び他の計画等との関係

第4節 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間として定めます。なお、計画はおおむね5年ごとに改定するものとし、社会経済情勢の大きな変化や国、東京都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

表1-4-1 計画の期間及び目標年度

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
内容・計画期間	← 計画期間 →														
					▲ 中間目標年度					▲ 中間目標年度					▲ 計画目標年度

第2章 地域の概要

第1節 自然環境

1 地理的・地形的特性

本市は、東京都の多摩西部、都心から西へ約40kmに位置しており、東は立川市、昭島市、武蔵村山市に、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市と瑞穂町に接しています。

地形は、多摩川流域に向かって、河岸段丘が緩やかに広がっており、標高は最も高い地点で143m、低い地点で104mです。東西が3.6km、南北が4.5km、面積は10.16km²で、多摩川の東側に横たわった形状です。地質は大部分が、関東ローム層で、多摩川の低地は沖積土です。

福生駅を中心に市全域に市街地が広がり、市の東北部には、行政面積の約1/3を占める米軍の横田基地があります。基地を除いた面積は約6.84km²で、多摩地区26市中2番目に狭い市です。

本市の交通網については、鉄道においては市の中央部をJR青梅線、八高線、五日市線が通り、福生駅、牛浜駅、熊川駅、東福生駅、拝島駅の5駅があります。

昭島市との境に位置する拝島駅はJR青梅線、八高線、五日市線、西武鉄道拝島線の乗換駅でもあり、市民の利用が多い駅となっています。一方、道路は主要幹線として国道16号線（東京環状線）、主要地方道立川・青梅線（奥多摩街道）、主要地方道杉並・あきる野線（五日市街道）があり、これらに一般都道と市道が交差しています。

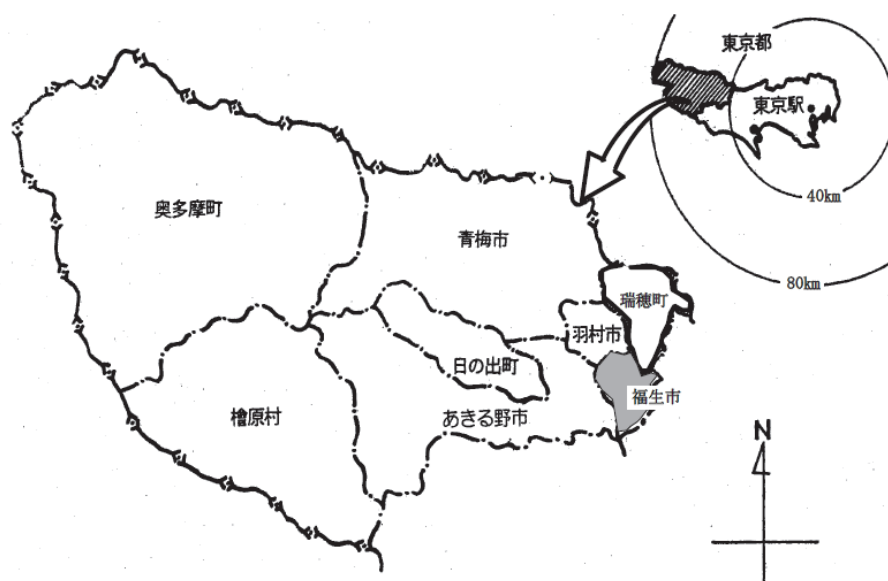


図2-1-1 本市の位置図

第2節 社会環境

1 人口の現状

(1) 人口及び世帯数の推移

本市の行政区域内人口の推移を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

本市の人口は、緩やかな減少傾向にあり、令和2年度の人口は、平成23年度と比較すると2,726人減少しています。

世帯数については、平成24年度から平成30年度までは増加していましたが、令和元年度以降は減少傾向で推移しています。

また、一世帯当たりの人員では、減少が続いています。

表2-2-1 人口と世帯数の推移

年 度	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	人／世帯
平成23年度	59,693	29,011	2.06
平成24年度	59,169	28,963	2.04
平成25年度	58,955	29,121	2.02
平成26年度	58,610	29,308	2.00
平成27年度	58,569	29,636	1.98
平成28年度	58,642	30,039	1.95
平成29年度	58,459	30,176	1.94
平成30年度	58,358	30,533	1.91
令和元年度	57,701	30,421	1.90
令和2年度	56,967	30,143	1.89

※外国人人口を含む（各年10月1日現在）

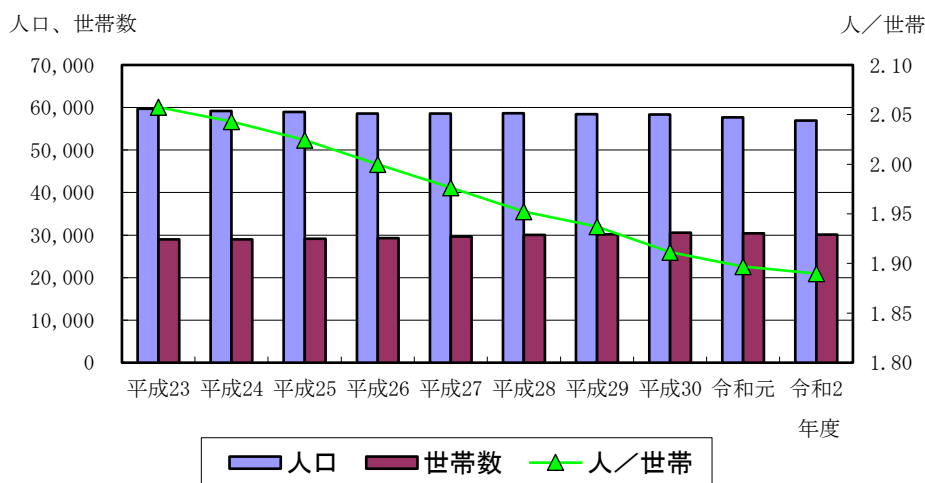


図2-2-1 人口と世帯数の推移

(2) 人口動態

本市の人口動態の推移を表2-2-2及び図2-2-2に示します。

本市の人口動態は、自然動態では減少傾向にあり、社会動態では平成27年度及び平成29年度で増加していますが、平成30年度以降は減少しています。

表2-2-2 人口動態の推移

区 分			人数(人)	区 分			人数(人)
平成27年度	自然動態	出生	437	平成30年度	自然動態	出生	393
		死亡	561			死亡	635
		増減	-124			増減	-242
	社会動態	転入	3,828		社会動態	転入	3,760
		転出	3,549			転出	3,991
		増減	279			増減	-231
総増減数			155	総増減数			-473
平成28年度	自然動態	出生	433	令和元年度	自然動態	出生	395
		死亡	603			死亡	651
		増減	-170			増減	-256
	社会動態	転入	3,706		社会動態	転入	3,804
		転出	3,716			転出	4,145
		増減	-10			増減	-341
総増減数			-180	総増減数			-597
平成29年度	自然動態	出生	370	令和2年度	自然動態	出生	351
		死亡	681			死亡	632
		増減	-311			増減	-281
	社会動態	転入	3,882		社会動態	転入	3,528
		転出	3,741			転出	3,839
		増減	141			増減	-311
総増減数			-170	総増減数			-592

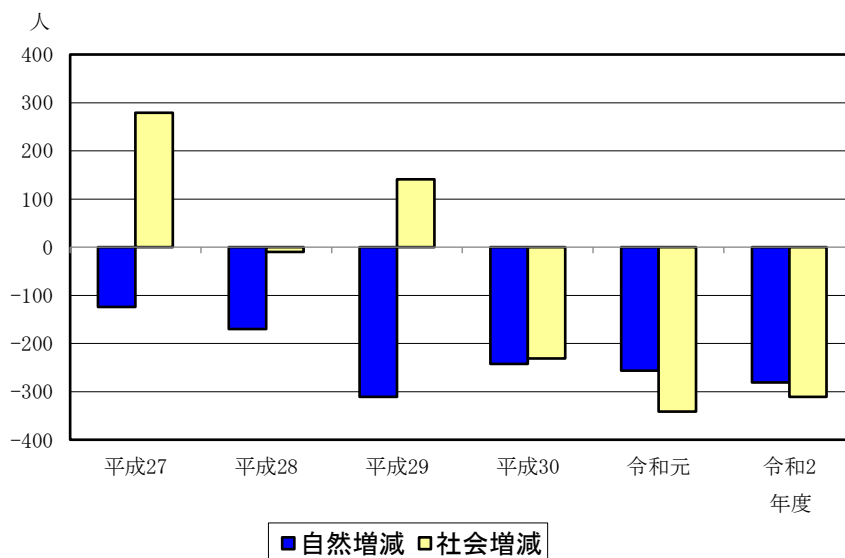


図2-2-2 人口動態の推移

(3) 外国人人口及び世帯数の推移

本市の外国人人口及び世帯数の推移を表2-2-3及び図2-2-3に示します。

本市の外国人人口及び世帯数は、平成30年度までは増加していましたが、令和元年度以降は減少しています。

表2-2-3 外国人人口及び世帯数の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
外国人人口（人）	3,300	3,590	3,785	3,726	3,443
外国人世帯（世帯）	2,094	2,302	2,472	2,456	2,118

※各年10月1日現在

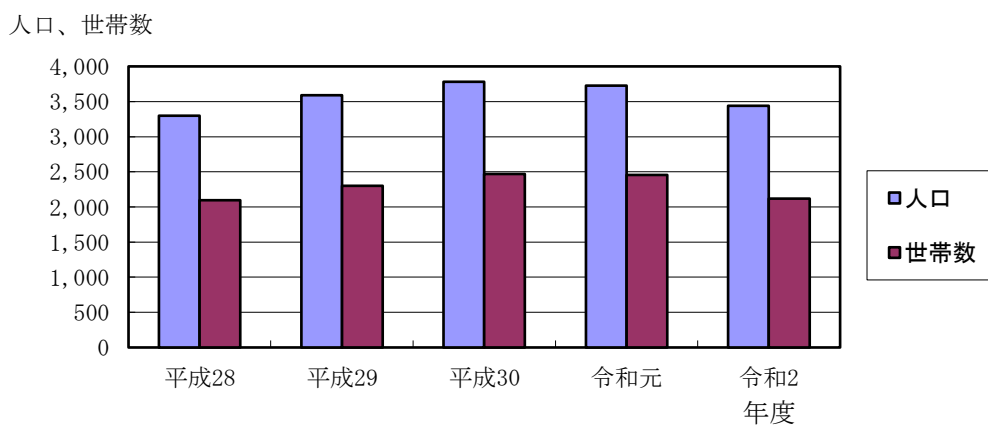


図2-2-3 外国人人口及び世帯数の推移

2 産業の現状

(1) 産業の状況

本市の産業別就業者数を表 2-2-4 に示します。

本市の平成 27 年値では、第 3 次産業の従業者数が一番多く、69.8%を占めており、次いで第 2 次産業が 23.0%、第 1 次産業が 0.5%となっています。

表 2-2-4 産業別就業者数

	就業者数	産業別			
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成22年	27,693人	128人	6,589人	18,795人	2,181人
	100%	0.5%	23.8%	67.9%	7.9%
平成27年	24,773人	126人	5,703人	17,282人	1,662人
	100%	0.5%	23.0%	69.8%	6.7%

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）（2016～2020 年版）、国勢調査報告
 ※各年 10 月 1 日現在
 ※小数点第 2 位を四捨五入しているため、各内訳数値の合計とその合計が一致しない場合がある。

(2) 農業の状況

本市の農業の状況を表 2-2-5 に示します。

本市の農家戸数及び自給的農家戸数は、減少しています。

表 2-2-5 農業の状況

単位：戸

	農家	自給的農家	販売農家		
			専業農家	兼業農家	
				第1種	第2種
平成22年	50	32	2	2	14
平成27年	45	28	8	0	9

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）（2011、2020 年版）、農林業センサス
 ※各年 2 月 1 日現在

(3) 工業の状況

本市の工業の状況を表 2-2-6 に示します。

本市の事業所数及び従業者数、製造品出荷額等は、おおむね減少傾向で推移しています。

表 2-2-6 工業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成26年	42	1,359	2,322,267
平成29年	38	1,228	2,391,365
平成30年	39	1,133	2,099,821
令和元年	36	1,105	2,064,149

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）（2016～2020年版）、工業統計調査報告
※平成26年は12月31日現在、平成29年～令和元年は6月1日現在

(4) 商業の状況

本市の商業の状況を表 2-2-7 に示します。

本市の事業所数及び従業者数、年間販売額は減少しています。

表 2-2-7 商業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成19年	577	3,725	103,164
平成26年	362	2,590	66,156

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）（2011、2020年版）、商業統計調査報告
※平成19年は6月1日現在、平成26年は7月1日現在

3 土地利用

本市の地目別面積の状況を表2-2-8に示します。

地目別面積の状況としては、「宅地」が全体の92.9%で最も広い面積を占めており、次に「その他」3.6%、「畑」3.0%、「山林」0.3%、「田」0.1%となっています。

表2-2-8 地目別面積の状況

単位：ha

	総数	宅地					田	畑	山林	その他	免税点 未 満
			商業地区	工業地区	住宅地区	その他					
平成27年	389.08	359.63	18.61	11.50	329.53	-	0.10	12.83	1.62	14.36	0.53
平成28年	389.23	360.78	18.49	11.50	330.79	-	0.10	12.35	1.33	14.36	0.31
平成29年	389.50	361.36	18.51	11.50	331.35	-	0.10	11.93	1.30	14.55	0.25
平成30年	389.59	361.88	18.69	11.49	331.70	-	0.10	11.83	1.30	14.22	0.25
令和元年	389.76	362.14	18.56	11.49	332.09	-	0.10	11.69	1.30	14.21	0.32
令和元年割合	100.0%	92.9%	4.8%	2.9%	85.2%	-	0.1%	3.0%	0.3%	3.6%	0.1%

注：固定資産税が非課税とされている国有地、道路、保安林等は除かれている。

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会（2016～2020年版）、東京都統計年鑑

※各年1月1日現在

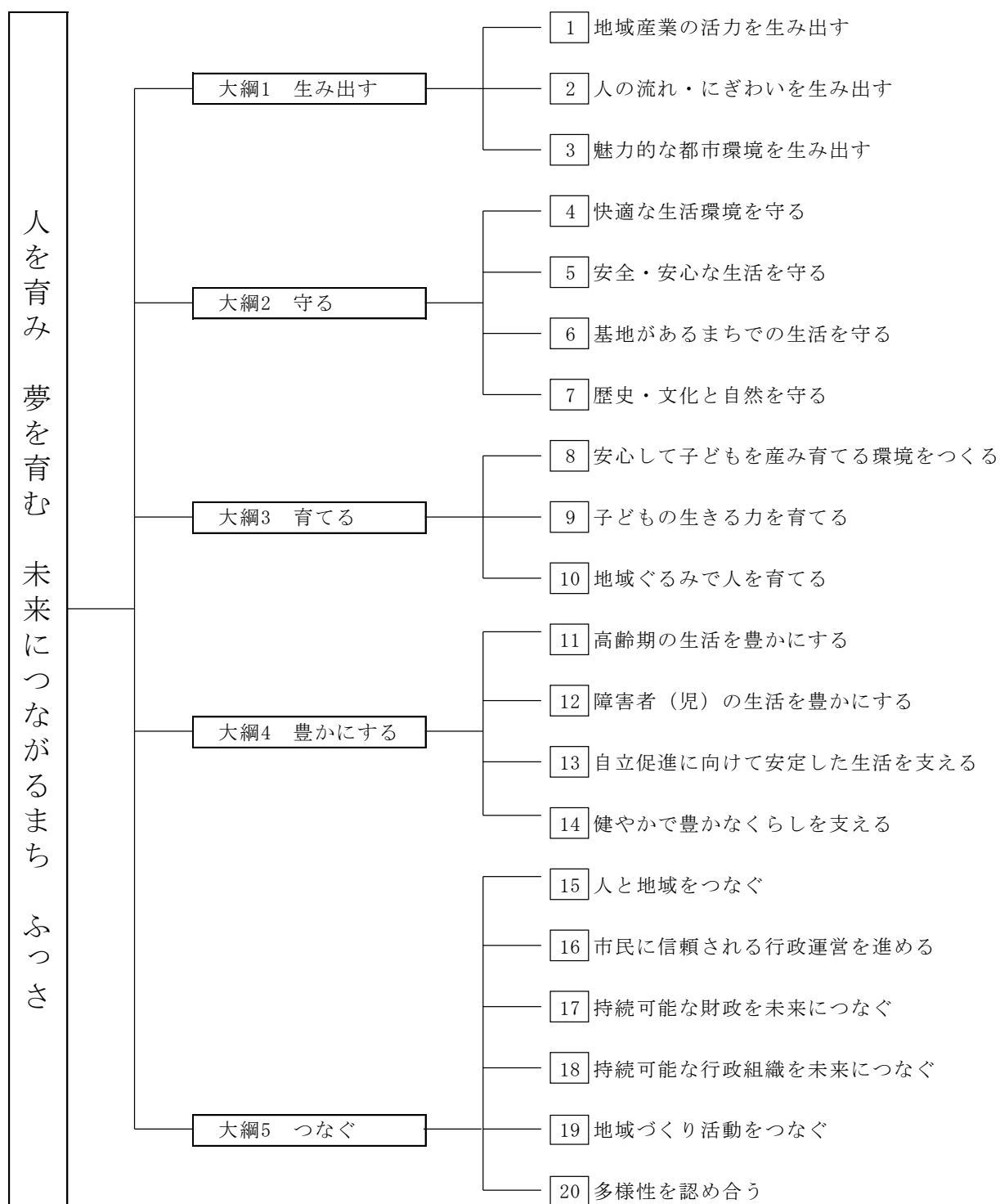
※端数処理のため総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

第3節 将来計画

1 総合計画

(1) 総論

福生市総合計画【第5期】(令和2年3月)では、基本構想の計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間と定め、以下に示す施策の大綱及び施策を掲げています。



(2) 廃棄物処理に関する事項

福生市総合計画【第5期】の中で、廃棄物処理に関する事項は、「大綱2守る」、「施策4快適な生活環境を守る」、「基本事業8環境都市の構築」で述べており、施策の方向性及び基本事業は以下のとおりです。

また、環境都市の構築における事業指標を表2-3-1に示します。

【施策の方向性】

快適で安全な生活環境を確保するため、国の法令や規制を遵守しながら、環境に配慮した機器設備等の活用及び再生可能エネルギーを推進するとともに、市民・企業・団体との協働による生活環境保全に取り組みます。

また、市民に快適な生活環境を提供するために、下水道施設等の整備・マネジメントを計画的に進めます。

【基本事業】

環境都市の構築

地球温暖化による異常気象の頻発、海面水位の上昇、生態系の異変等、近年の気象・気候の極端化は人々の生活や生態系に著しい影響を与えています。

福生市では、「福生市環境マネジメントシステム (F-e)」をはじめ、市民や団体と協働しながら、まちの環境負荷低減に取り組んでいますが、次世代に住みよい環境を残すため、温室効果ガスの削減等、更なる環境負荷の低減が求められます。

引き続き環境に配慮したまちの構築に向けて、市民と事業者、行政が協働して取り組み、環境施策を推進していきます。

また、更なるごみの減量化に努めるとともに、資源物の分別排出の徹底や集団回収等の資源化に向けた取組を促進し、資源循環型社会のまちづくりを目指します。

表 2-3-1 環境都市の構築における事業指標

指標名	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
ごみ排出量	16,504 トン	15,625 トン



第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ排出の現状

1 ごみ分別区分とごみ処理フロー

本市のごみ分別区分を表3-1-1に示します。

表3-1-1 ごみ分別区分

区 分		主 な 内 容
燃やせるごみ		生ごみ、ぬいぐるみ、革製品、ゴム製品、軟質プラスチック製品、電磁的記録媒体、草等
燃やせないごみ		ガラス、陶磁器、複合製品
粗大ごみ		1辺の長さが50cm以上のもの（たんす・机・椅子・ガステーブル、スキー板、自転車等）
剪定枝		庭木等の枝
有害ごみ		蛍光管、蛍光灯、乾電池、水銀体温計、使い捨てライター、スプレー缶等
資 源 物	ダンボール	ダンボール
	新聞紙	新聞（折り込みチラシ含む）
	雑誌・雑紙	雑誌、シュレッダー屑、菓子箱、紙パック等
	古着・古繊維	衣類、シーツ、カーテン等
	ビン	飲料用ビン、化粧品ビン等
	缶	飲料用缶類、お菓子・のり・お茶の缶等
	容器包装プラスチック	 マークの入ったプラスチック製の容器包装
	硬質プラスチック	プラスチック製のバケツ・ポリタンク・洗面器・プランター、CDケース等
	金属	スプーン、フォーク、針金ハンガー、鍋等
	ペットボトル	 マークの入った飲料容器、しょうゆ容器等
	プラスチックボトル	食料品用（食用油・ソース・ドレッシング等） 食料品以外（洗剤・シャンプー・リンス等）
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、電卓、電子辞書、ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等

本市から発生したごみ処理フローは図3-1-1に示すとおりです。

燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理をしています。

燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物等は、福生市リサイクルセンターで破碎・選別等の処理を行い、資源となるものは再商品化事業者等で再生され、破碎選別可燃物は焼却処理をしています。

また、破碎選別不燃物は、平成29年度から再資源化処理施設へ搬入し資源化をしています。

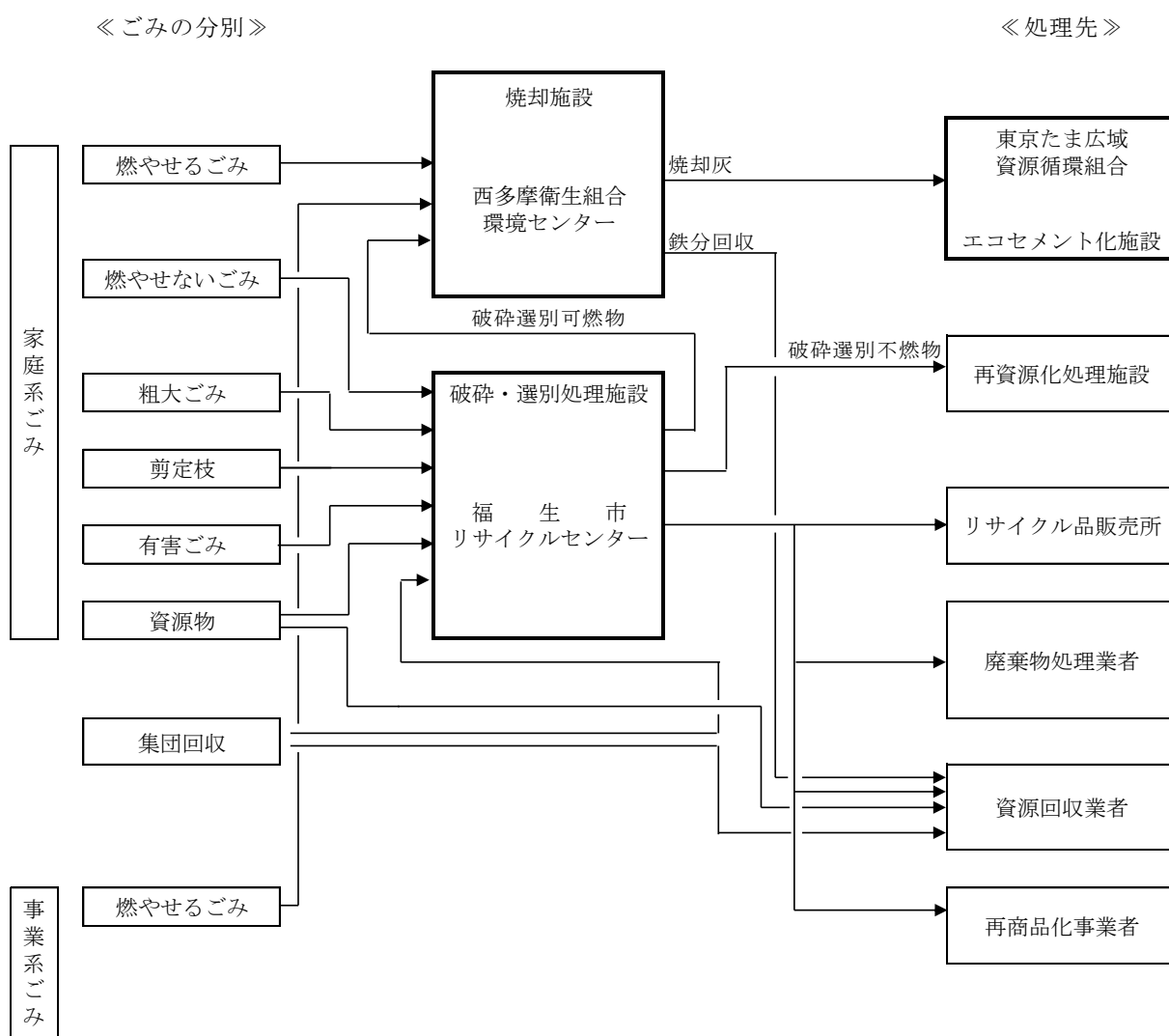


図3-1-1 ごみ処理フロー

2 ごみ量の実績

(1) ごみ収集量の実績

本市のごみ収集量の実績を表3-1-2に示します。

令和2年度のごみ収集量は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の影響が推察されます。

表3-1-2 ごみ収集量の実績

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口	人	58,642	58,459	58,358	57,701	56,967
家庭系ごみ	燃やせるごみ	9,032	8,939	8,867	8,812	8,869
	燃やせないごみ	546	538	536	527	560
	一般家庭	479	468	465	467	511
	公園・公共施設等	67	70	71	60	49
	その他	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	541	519	572	607	696
	回収	354	330	354	368	408
	持込	187	189	218	239	288
	その他不法投棄等	0	0	0	0	0
	剪定枝	18	13	16	13	11
	回収	18	13	16	13	11
	持込	0	0	0	0	0
	資源物	3,821	3,724	3,596	3,541	3,823
	缶	145	147	144	144	168
	ビン	466	457	430	400	397
	ペットボトル	193	180	197	190	200
	容器包装プラスチック	666	669	668	673	697
	ダンボール	377	383	385	401	512
	新聞紙	433	381	325	297	332
	雑誌・雑紙	1,071	1,035	969	962	1,019
	古着・古繊維	208	208	210	219	238
	硬質プラスチック	8	9	10	9	9
	金属	161	164	168	174	230
	小型家電	93	91	90	72	21
	有害ごみ	21	21	21	21	22
	乾電池	15	15	16	16	18
	蛍光管	6	6	5	5	4
スプレー缶・ライター等	0	0	0	0	0	
家庭系ごみ計		13,979	13,754	13,608	13,521	13,981
集団回収	古紙	956	888	854	767	492
	古布	48	53	55	50	32
	ビン	2	2	2	2	0
	鉄類(スチール缶)	8	8	7	7	3
	鉄類(アルミ缶)	24	23	22	20	14
	ペットボトル	38	38	41	40	23
	合計		1,076	1,012	981	886
事業系ごみ	燃やせるごみ	2,047	1,898	1,915	1,958	1,675
	燃やせないごみ	0	0	0	0	0
	剪定枝	0	0	0	0	0
	事業系ごみ計	2,047	1,898	1,915	1,958	1,675
ごみ量合計	t/年	17,102	16,664	16,504	16,365	16,220
総原単位	g/人・日	799.00	780.97	774.81	774.91	780.07

(2) ごみ処理量の実績

本市のごみ処理量の実績を表3-1-3に示します。

燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎選別不燃物は、平成29年度から全量を資源化しています。

表3-1-3 ごみ処理量の実績

区 分		実績（家庭系+事業系）（t/年）					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
焼却	燃やせるごみ	11,079	10,837	10,782	10,770	10,544	
	破碎選別可燃物	959	938	992	1,000	1,149	
	計	12,038	11,775	11,774	11,770	11,693	
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
		鉄分回収(資源化)	77	81	83	97	110
		焼却残渣(資源化)	969	977	958	925	924
破碎選別	燃やせないごみ	546	538	536	527	560	
	処理内訳	破碎選別可燃物	463	452	449	442	501
		破碎選別不燃物	21	0	0	0	0
		破碎選別資源物	62	86	87	85	59
		その他	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・剪定枝	559	532	588	620	707	
	処理内訳	破碎選別可燃物	496	486	543	558	648
		破碎選別不燃物	11	0	0	0	0
		破碎選別資源物	52	46	45	62	59
		その他	0	0	0	0	0
	資源物	1,732	1,717	1,707	1,662	1,722	
	処理内訳	選別可燃物	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0
		選別資源物	1,732	1,717	1,707	1,662	1,722
		その他	0	0	0	0	0
	有害ごみ	21	21	21	21	22	
	処理内訳	選別可燃物	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0
		選別資源物	21	21	21	21	22
		その他	0	0	0	0	0
直接資源化		2,089	2,007	1,889	1,879	2,101	
その他 資源化	破碎選別資源物	1,867	1,870	1,860	1,830	1,862	
	鉄分回収(資源化)	77	81	83	97	110	
	焼却残渣(資源化)	969	977	958	925	924	
	集団回収	1,076	1,012	981	886	564	
資源化計（直接+その他）		6,078	5,947	5,771	5,617	5,561	

(3) 発生及び排出抑制・資源化に関する事業と総資源化率の推移

① 発生及び排出抑制・資源化に関する事業

本市においては、発生及び排出抑制・資源化に関する事業を積極的に推進しています。

ア 資源物収集事業

イ 集団回収事業

ウ 剪定枝回収事業

エ 西多摩衛生組合による炉床からの鉄分回収、焼却灰のエコセメント化

② 総資源化率の推移

本市の総資源化率の推移を表3-1-4、図3-1-2に示します。

破碎選別不燃物を全量資源化に変更したことから、平成29年度に一度上昇しましたが、平成30年度以降は、おおむね横ばいで推移しています。

表3-1-4 総資源化率の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総資源化率	%	35.5	35.7	35.0	34.3	34.3

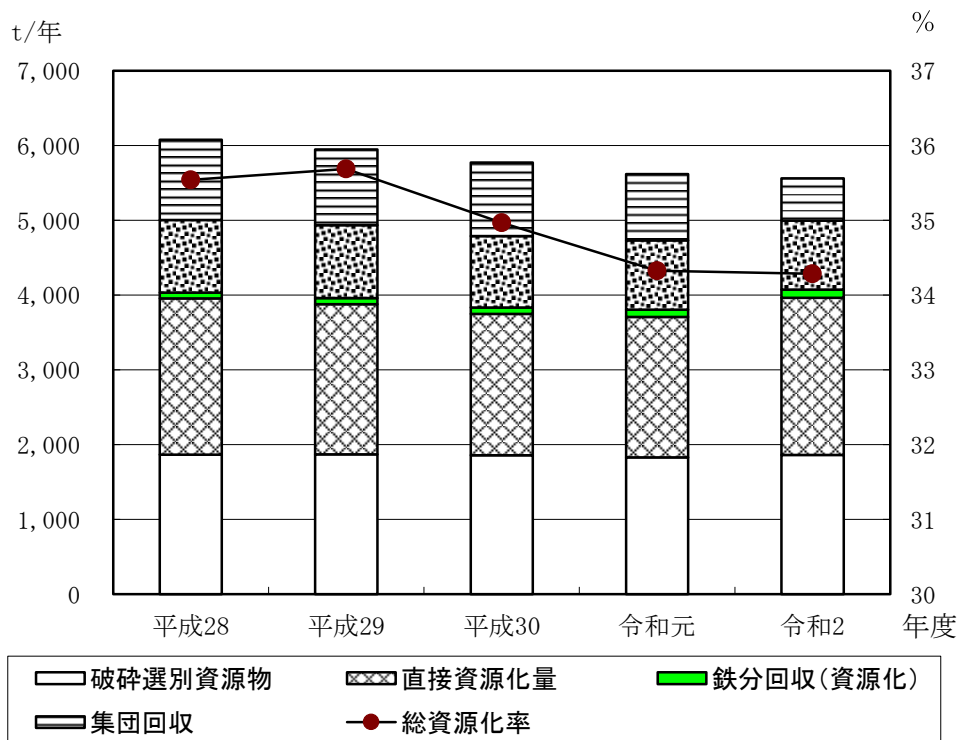


図3-1-2 総資源化率の推移

(4) ごみ質分析結果

本市の燃やせるごみを処理している西多摩衛生組合環境センターに搬入されたごみのごみ質分析結果を表3-1-5に示します。

表3-1-5 ごみ質分析結果

採取月	単位 容積 重量 (kg/m ³)	三成分			ごみ組成割合 (水分含まず)									低位 発熱量 (kcal/kg)	低位 発熱量 (kJ/kg)
		水分 (%)	灰分 (%)	可燃分 (%)	紙類 (%)	布類 (%)	プラス チック類 (%)	ゴム・皮革 類 (%)	木 竹 わら類 (%)	厨芥類 (%)	不燃物 (%)	その他 (%)			
平成28年度	4月	122	42.29	4.81	52.90	44.2	3.1	34.6	0.0	8.2	4.3	2.3	3.3	2,540	10,632
	5月	196	44.97	5.21	49.82	34.1	8.2	31.3	0.0	19.7	3.1	1.6	2.0	2,150	9,000
	6月	209	48.67	5.44	45.89	42.5	3.1	29.3	0.0	19.1	4.1	1.1	0.8	1,840	7,702
	7月	139	44.06	8.10	47.84	28.3	12.8	34.7	0.0	18.6	2.3	0.6	2.7	2,020	8,456
	8月	249	56.97	4.39	38.64	25.6	4.6	36.9	0.0	17.5	14.5	0.5	0.4	1,540	6,446
	9月	198	51.91	5.04	43.05	36.4	7.6	28.4	0.0	16.6	8.9	1.4	0.7	2,110	8,832
	10月	195	51.93	4.67	43.40	31.8	7.0	38.1	0.0	16.3	2.7	3.4	0.7	2,350	9,837
	11月	164	42.14	4.54	53.32	33.5	9.5	34.0	0.0	13.8	6.7	0.4	2.1	2,760	11,553
	12月	195	51.55	5.22	43.23	44.7	17.0	16.7	0.0	12.7	4.8	2.1	2.0	1,890	7,912
	1月	219	49.78	5.68	44.54	33.9	6.3	41.6	0.0	3.2	11.3	2.6	1.1	2,330	9,753
	2月	182	47.28	3.95	48.77	38.2	7.5	37.5	0.0	6.7	8.9	0.5	0.7	2,580	10,800
	3月	142	37.57	4.59	57.84	42.9	10.4	40.3	0.0	3.5	2.0	0.0	0.9	3,240	13,563
	平均	184	47.43	5.14	47.43	36.3	8.1	33.6	0.0	13.0	6.1	1.4	1.5	2,279	9,541
平成29年度	4月	196	43.01	4.54	52.45	39.4	6.5	43.7	0.0	5.2	1.2	1.9	2.1	2,990	12,516
	5月	161	43.25	3.64	53.11	20.3	15.4	37.6	0.0	19.0	6.4	0.8	0.5	2,850	11,930
	6月	181	45.47	4.94	49.59	28.6	7.4	27.2	0.0	22.1	11.2	2.0	1.5	2,400	10,046
	7月	221	45.12	5.38	49.50	30.3	12.9	36.7	0.0	12.6	4.3	2.7	0.5	2,350	9,837
	8月	266	50.83	5.85	43.32	38.9	1.8	35.3	0.0	16.6	5.0	1.4	1.0	2,160	9,042
	9月	169	43.92	4.70	51.38	50.9	1.6	37.1	0.0	8.0	1.4	0.3	0.7	2,740	11,470
	10月	208	50.79	4.45	44.76	38.0	8.7	29.7	0.0	12.9	8.6	1.4	0.7	2,370	9,921
	11月	246	46.46	3.54	50.00	33.2	2.3	34.3	0.0	24.5	4.5	0.5	0.7	2,600	10,884
	12月	179	39.59	9.61	50.80	37.5	3.4	31.1	0.0	15.8	4.0	7.7	0.5	2,790	11,679
	1月	169	45.52	6.22	48.26	47.8	5.8	12.4	0.0	22.7	9.1	0.4	1.8	1,960	8,205
	2月	201	39.31	5.86	54.83	33.5	13.7	34.4	0.0	12.3	2.3	3.1	0.7	2,910	12,181
	3月	168	40.30	6.52	53.18	43.3	2.4	35.0	0.0	9.7	7.9	0.8	0.9	3,080	12,893
	平均	197	44.46	5.44	50.10	36.8	6.8	32.9	0.0	15.1	5.5	1.9	1.0	2,600	10,884
平成30年度	4月	162	44.67	3.87	51.46	30.1	17.4	34.8	0.0	8.2	8.4	0.7	0.4	2,850	11,930
	5月	122	43.90	5.95	50.15	35.1	6.9	34.8	0.0	12.7	8.9	0.4	1.2	2,710	11,344
	6月	153	42.73	4.97	52.30	37.0	4.2	38.4	0.0	10.1	9.6	0.0	0.7	2,790	11,679
	7月	236	48.84	4.09	47.07	41.1	9.5	24.8	0.7	17.4	5.4	0.9	0.2	2,350	9,837
	8月	158	47.44	3.69	48.87	54.1	2.8	26.0	0.0	13.4	2.5	0.8	0.4	2,300	9,628
	9月	207	46.99	3.33	49.68	35.5	3.5	34.9	0.0	19.0	6.9	0.0	0.2	2,770	11,595
	10月	180	48.82	3.67	47.51	39.7	1.3	32.2	0.0	25.3	0.9	0.0	0.6	2,370	9,921
	11月	198	54.15	5.05	40.80	38.9	0.0	30.4	0.0	19.7	8.9	1.9	0.2	2,060	8,623
	12月	152	45.53	5.38	49.09	42.2	4.9	32.7	0.0	10.7	7.9	0.4	1.2	2,690	11,260
	1月	204	41.19	5.53	53.28	36.4	4.7	39.7	0.0	10.7	6.2	1.8	0.5	2,990	12,516
	2月	192	41.90	6.97	51.13	46.3	0.8	33.6	0.0	7.4	6.8	4.7	0.4	2,740	11,470
	3月	155	41.34	4.90	53.76	42.5	6.3	30.2	0.8	11.5	6.1	1.6	1.0	2,640	11,051
	平均	177	45.63	4.78	49.59	39.9	5.2	32.7	0.1	13.8	6.6	1.1	0.6	2,605	10,905
令和元年度	4月	223	47.10	6.08	46.82	35.0	6.6	27.7	0.0	20.8	6.3	2.3	1.3	2,440	10,214
	5月	136	42.58	5.47	51.95	33.5	1.9	35.2	0.0	13.8	11.5	0.5	3.6	2,740	11,470
	6月	159	51.83	3.86	44.31	28.8	2.3	42.1	2.0	15.0	9.1	0.0	0.7	2,380	9,963
	7月	150	47.96	5.53	46.51	37.0	6.0	31.2	1.0	7.5	16.1	0.2	1.0	2,370	9,921
	8月	172	53.66	3.27	43.07	43.0	5.2	31.6	0.0	15.6	4.2	0.1	0.3	2,220	9,293
	9月	165	47.31	5.45	47.24	30.2	3.9	49.8	0.0	8.6	5.0	2.1	0.4	2,520	10,549
	10月	126	41.62	4.84	53.54	31.2	11.1	36.9	0.0	19.0	0.9	0.0	0.9	2,630	11,009
	11月	155	36.36	5.65	57.99	21.3	6.9	42.9	0.0	20.4	6.9	1.1	0.5	2,870	12,014
	12月	131	45.64	5.42	48.94	28.7	17.3	29.9	0.5	18.3	2.5	2.0	0.8	2,620	10,967
	1月	132	43.10	7.80	49.10	33.3	1.3	47.9	0.0	9.4	5.8	1.6	0.7	2,880	12,056
	2月	139	36.87	5.55	57.58	34.4	9.6	39.3	0.0	7.7	8.4	0.3	0.3	3,170	13,270
	3月	131	51.13	3.84	45.03	31.5	5.8	34.1	0.0	12.5	14.1	1.3	0.7	2,360	9,879
	平均	152	45.43	5.23	49.34	32.3	6.5	37.4	0.3	14.0	7.6	1.0	0.9	2,600	10,884
令和2年度	4月	172	49.82	9.45	40.73	43.5	5.1	20.8	1.0	7.3	15.2	1.0	6.1	1,970	8,246
	5月	159	41.34	8.48	50.18	41.1	5.0	22.7	0.8	13.1	7.0	4.9	5.4	2,320	9,712
	6月	216	44.05	7.32	48.63	22.9	7.4	18.7	1.5	27.7	7.5	1.9	12.4	2,280	9,544
	7月	203	53.23	5.67	41.10	39.3	3.0	25.7	0.4	12.2	12.4	4.4	2.6	1,810	7,577
	8月	213	52.10	4.91	42.99	30.9	8.0	25.7	0.0	16.6	10.9	1.5	6.4	1,900	7,953
	9月	203	45.10	6.02	48.88	37.3	6.2	25.5	0.5	9.4	15.2	0.9	5.0	2,180	9,125
	10月	165	45.02	6.17	48.81	22.5	8.3	27.8	0.0	17.3	11.0	1.8	11.3	2,330	9,753
	11月	195	44.60	4.96	50.44	36.1	5.3	25.1	0.7	12.7	10.3	0.7	9.1	2,260	9,460
	12月	245	45.00	9.06	45.94	38.7	4.7	25.0	1.0	12.0	5.7	4.4	8.5	2,050	8,581
	1月	162	34.13	12.19	53.68	34.4	8.0	30.0	3.7	7.8	4.0	7.1	5.0	2,760	11,553
	2月	236	48.25	6.48	45.27	27.4	9.2	25.6	0.8	8.6	20.9	3.8	3.7	2,120	8,874
	3月	132	41.43	7.20	51.37	44.7	5.1	27.9	0.2	6.0	9.1	3.8	3.2	2,490	10,423
	平均	192	45.34	7.33	47.33	34.9	6.3	25.0	0.9	12.6	10.8	3.0	6.5	2,206	9,234

※ 1kcal=4.186kJ

第2節 収集・運搬の現状

1 計画収集区域

計画収集区域は、本市全域とします。

2 収集・運搬体制

本市におけるごみの収集頻度や収集方法等の収集・運搬体制を表3-2-1に示します。

表3-2-1 収集・運搬体制

区分	収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料	
燃やせるごみ	2回/1週	委託	戸別	市指定収集袋（水色）	有料	
燃やせないごみ	1回/4週	委託	戸別	市指定収集袋（黄色）	有料	
粗大ごみ	随時	委託	戸別	なし	有料	
剪定枝	随時	委託	戸別	なし	無料	
有害ごみ	1回/4週	委託	戸別	中身の見える袋（一部任意の容器）	無料	
資源物	ダンボール	1回/2週	委託	戸別	なし	無料
	新聞紙	1回/2週	委託	戸別	なし	無料
	雑誌・雑紙	1回/2週	委託	戸別	なし	無料
	古着・古繊維	1回/4週	委託	戸別	なし	無料
	ビン	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	缶	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	容器包装プラスチック	1回/1週	委託	戸別	中身の見える袋	無料
	硬質プラスチック	1回/2週	委託	戸別	中身の見える袋	無料
	金属	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	ペットボトル	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	プラスチックボトル	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	小型家電	1回/4週	委託	戸別	中身の見える袋	無料

3 収集・運搬量の推移

本市における収集・運搬量の推移を表3-2-2に示します。

表3-2-2 収集・運搬量の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
家庭系ごみ	t/年	燃やせるごみ	9,032	8,939	8,867	8,812	8,869
		燃やせないごみ	546	538	536	527	560
		粗大ごみ	541	519	572	607	696
		剪定枝	18	13	16	13	11
		資源物	3,821	3,724	3,596	3,541	3,823
		有害ごみ	21	21	21	21	22
		家庭系ごみ計	13,979	13,754	13,608	13,521	13,981
事業系ごみ	t/年	燃やせるごみ	2,047	1,898	1,915	1,958	1,675
		燃やせないごみ	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0
		事業系ごみ計	2,047	1,898	1,915	1,958	1,675
ごみ量合計		16,026	15,652	15,523	15,479	15,656	

第3節 中間処理の現状

1 中間処理施設の概要

本市の燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターにおいて、本市を含む組合構成市町（青梅市、羽村市、瑞穂町）が共同で処理を行っています。

西多摩衛生組合環境センターでは、平成25年度から令和元年度に第1期基幹的設備改良工事を実施しました。

西多摩衛生組合環境センターにおける焼却処理後の焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

また、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物等は、福生市リサイクルセンターで処理しています。

表3-3-1 西多摩衛生組合環境センターの概要

区 分	内 容
施設名称	西多摩衛生組合環境センター
所在地	羽村市羽4235番地
竣工年月	平成10年3月
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	流動床炉
処理能力（炉数）	480t/日（160t/日×3炉）
総事業費	29,767,000千円
余熱利用施設	場内給湯、浴場施設
建築面積	7,074㎡（工場棟：6,408㎡、管理棟：666㎡）
延床面積	15,536㎡（工場棟：14,226㎡、管理棟：1,310㎡）
煙突高さ	44.5m
発電設備	背圧式蒸気タービン方式（最大2,370kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰、活性炭噴霧＋触媒入りバグフィルター＋脱硝反応塔

表3-3-2 福生市リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	福生市リサイクルセンター
所在地	福生市熊川1566番地4
竣工年月	平成9年4月
処理方式	破碎・圧縮
処理対象	粗大ごみ、燃やせないごみ、資源物、有害ごみ、その他
処理能力	33t/5h 資源物（ビン類、缶類）8t/5h 燃やせないごみ（可燃系、不燃系、残渣系）21t/5h 粗大ごみ（可燃系、不燃系、残渣系）4t/5h
総事業費	1,524,400千円

2 中間処理量の推移

西多摩衛生組合環境センターに搬入した燃やせるごみ及び福生市リサイクルセンターにおける中間処理量の推移を表3-3-3に示します。

破碎選別不燃物は、平成29年度から全量資源化しています。

表3-3-3 中間処理量の推移

(t/年)

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却量内訳	燃やせるごみ	11,079	10,837	10,782	10,770	10,544
	破碎選別可燃物	959	938	992	1,000	1,149
	計	12,038	11,775	11,774	11,770	11,693
福生市リサイクルセンター 搬入物処理内訳	破碎選別可燃物	959	938	992	1,000	1,149
	破碎選別不燃物	32	0	0	0	0
	破碎選別資源物	1,867	1,870	1,860	1,830	1,862
	その他	0	0	0	0	0
	計	2,858	2,808	2,852	2,830	3,011

第4節 最終処分の現状

1 最終処分場の概要

焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

また、破碎選別不燃物については、平成28年度までは二ツ塚廃棄物広域処分場にて埋立処分を行っていましたが、平成29年度から全量を資源化しています。

表3-4-1に東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、表3-4-2に二ツ塚廃棄物広域処分場の概要を示します。

表3-4-1 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
建設年月	造成工事：平成15年2月 建設工事：平成16年1月 本格稼働：平成18年7月
処理能力	焼却残渣等 ^(注1) の処理能力 約300t（日平均）
生産能力	エコセメント生産能力 約430t（日平均）
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰 ^(注2) 及び二ツ塚処分場に分割埋立 ^(注3) された焼却残渣他
総事業費	約27,200,000千円

(注1) 焼却残渣：焼却灰（焼却後の残渣物）及び飛灰（集じん機により補集された排ガス中のばいじん）

(注2) 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で補集されたばいじん

(注3) 分割埋立：埋立てられた焼却残渣の再処理（エコセメント化）を行うため平成12年9月より、焼却残渣と不燃ごみをそれぞれエリア分けをして埋立てを開始

表3-4-2 二ツ塚廃棄物広域処分場の概要

区 分	内 容
施設名称	二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
埋立面積	184,000㎡
埋立容量	全体埋立容量 : 3,700,000m ³
	廃棄物埋立容量 : 2,500,000m ³
	覆土容量 : 1,200,000m ³
建設年月	第1期工事：平成7年度～平成10年度
	第2期工事：平成12年度～平成14年度
埋立期間	平成10年1月～令和10年3月（予定）※
埋立物	焼却残渣、不燃残渣及び焼却不適ごみ
埋立方式・種類	セル方式、管理型

※この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

2 最終処分量の推移

最終処分量の推移を表 3-4-3 に示します。

焼却残渣は、平成 18 年度まで埋立処分を行っていましたが、平成 19 年度以降は、全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

また、破碎選別不燃物については、平成 28 年度まで埋立処分を行っていましたが、平成 29 年度以降は、全量を資源化に変更したことから、埋立処分がゼロとなりました。

表 3-4-3 最終処分量の推移

(t/年)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
破碎選別不燃物	32	0	0	0	0
計	32	0	0	0	0

第5節 ごみ処理の課題

1 発生及び排出抑制・資源化に関する課題

- 燃やせるごみに紙類や容器包装プラスチック等の資源物が含まれていることから、分別の徹底による減量化・資源化を促進する必要があります。
- 生ごみについては、水切りの励行や食品ロス削減への取組の普及など、更なる減量化に向けた啓発活動を行う必要があります。
- ごみと資源の処理実績及び費用の公表を行っていますが、多様な情報媒体を活用した情報発信に努め、市民のコスト意識向上を図る必要があります。
- 剪定枝については、西多摩衛生組合環境センターにおける排ガス対策用の活性炭として利用されることから、資源としての収集を推進していくことが望まれます。
- 外国人居住者の国籍が多様化していることから、適正な分別排出とごみ減量への取組のため、より分かりやすい分別排出に向けた啓発活動を拡充する必要があります。
- 地域の資源リサイクルシステムである集団回収等について、再生利用に対する意識の向上を図るとともに、資源化への適正処理を推進する必要があります。
- 持続可能な資源の利用について意識啓発を行い、プラスチック資源循環を推進していく必要があります。
- 事業者の生産から廃棄までの責任を明確にした拡大生産者責任の法整備等を要望していく必要があります。
- 事業所等（多量排出事業者）に対して減量・再利用計画の作成の義務化を図り、立入調査や減量化等に関する情報提供を行うなど、指導を強化して事業系燃やせるごみの減量化・資源化を促進する必要があります。

2 収集・運搬に関する課題

- 脱炭素社会に対応するため、環境に配慮した、低公害車の収集・運搬車両の導入を順次図っていく必要があります。
- 戸別収集を基本として、集合住宅では集積所での収集を行っていますが、収集できない未分別等のごみについては、収集業者等による指導に加え、市広報等により適正な分別排出を継続的に呼びかける必要があります。
- 不適正な排出による収集運搬時の事故を防止するため、多様な媒体を活用した情報発信に努め、適正排出の周知徹底を図る必要があります。
- 広域処理の取組として、西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議して、社会経済情勢に対応した分別品目等の統一を図る必要があります。

3 中間処理に関する課題

- 福生市リサイクルセンターは、稼働後 24 年が経過していることから、令和元年度に長寿命化総合計画を策定し、基幹的設備改良工事を実施していますが、施設の安定的かつ適切な運用と施設全体の延命化を図っていく必要があります。
- 西多摩衛生組合環境センターは、今後も適切な維持管理を行い、安定的な処理を継続して行っていく必要があります。
- 西多摩衛生組合環境センターは、第 1 期基幹的設備改良工事实施後、新設の焼却施設と同様に 15 年以上の稼働を予定しています。そのため、今後の組合運営について、社会経済情勢の変化に合わせた運営方針を適切な時期に検討していく必要があります。
- 既設施設の施設維持整備工事等により、適正に管理しながら施設の強靱性を確保していく必要があります。
- 施設能力に余剰が発生する場合には、地域全体で広域的な視野に立った効率的な廃棄物処理を考えていく必要があります。
- 廃棄物発電施設の大規模化及び地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する必要があります。
- 西多摩衛生組合環境センターの第 1 期基幹的設備改良工事が、令和元年度に完了しました。今後も安定的な処理を継続するために、第 2 期基幹的設備改良工事を検討していく必要があります。
- 西多摩衛生組合及び組合構成市町が連携して、焼却施設の延命化又は、更新等の検討を行う必要があります。
- 今後、西多摩衛生組合敷地内の一部を災害廃棄物の二次仮置場として活用できるよう、西多摩衛生組合及び組合構成市町で検討していく必要があります。
- 中間処理施設の効率的な運営を目的として、処理能力や稼働率の検証、地域性を考慮し、西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議しながら施設の統合を含めた各施設の有効活用の検討を行う必要があります。

4 最終処分に関する課題

- 平成 18 年度以降、燃やせるごみの焼却残渣をエコセメントの原料として再生利用することにより最終処分量は減少しました。平成 29 年度からは、従来埋立処分していた破碎選別不燃物の全量資源化の取組を行っており、今後も継続する必要があります。

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価

平成19年6月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表されましたが、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムの構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析表により、その結果を市民に対し、公表するものとする。」とされています。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、表3-6-1及び図3-6-1に示すように、標準的な指標値によるものであり、環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度版）」を使用することによって算出します。

算出された標準的な指標値は当該市町村が類似自治体と比較することにより、自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に取り組むことが期待されています。

今回、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」において採用した類似自治体は、人口5万人～10万人未満の95市です。この95市の平均値等が表3-6-1に示されており、平均値が比較のベースとなっています。

類似自治体95市の平均値からみると、本市の人口1人1日当たりごみ総排出量は、比較的良好で、資源回収率も平均より非常に高い水準にあります。人口1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、平均値を超えています。

表3-6-1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.882	0.181	0.087	12,705	40,739
最大	1.367	0.475	0.732	25,665	82,796
最小	0.674	0.045	0	6,937	19,389
標準偏差	0.125	0.071	0.094	3,042	11,266
本市実績	0.775	0.287	0	18,200	56,412
指数値	112.1	158.6	200.0	56.8	61.5

※指数値とは、平均値を100とした場合の対比値のこと。

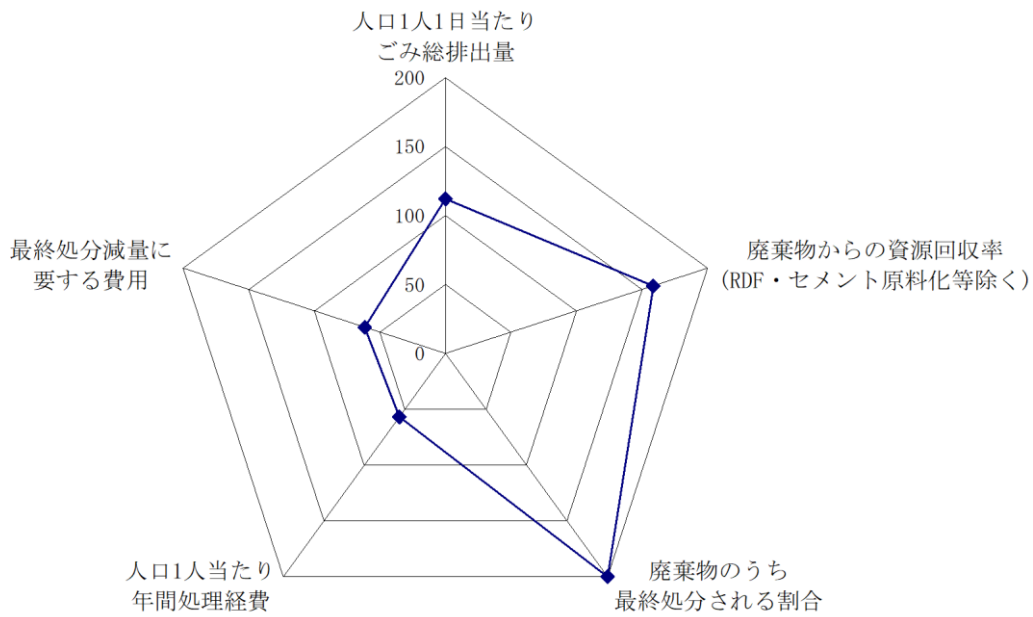


図 3-6-1 標準的な指数値によるレーダーチャート

表 3-6-2 標準的な算出方法

標準的な指標	算出式及び指数化の方法	指数の見方
人口1人1日当たり ごみ総排出量	算出式: $\text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、ごみ総排出量が少なくなる
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	算出式: $\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	算出式: $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる
人口1人当たり 年間処理経費	算出式: $\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費は少なくなる
最終処分減量に 要する費用	算出式: $(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は大きくなる

第4章 ごみ排出量の推計

第1節 計画収集人口

本市の計画収集人口を表4-1-1に示します。将来人口は、福生市総合計画【第5期】における「人口ビジョン」を使用します。

表4-1-1 計画収集人口の推移

年 度	人口（人）
令和3年度	57,186
令和4年度	56,865
令和5年度	56,530
令和6年度	56,157
令和7年度	55,766
令和8年度	55,352
令和9年度	54,930
令和10年度	54,488
令和11年度	54,028
令和12年度	53,568
令和13年度	53,096
令和14年度	52,611
令和15年度	52,124
令和16年度	51,625
令和17年度	51,110
令和18年度	50,591

第2節 ごみ排出量の推計

1 計画手法とその手順

ごみ排出量は、過去5年間のごみ排出量原単位実績（g/人・日）又はごみ排出量実績（t/年）を基に、回帰式による推計を行います。

中間処理量は、排出量原単位に人口及び日数を乗じて算出した各年度のごみ排出量推計に、過去5年間平均の各施設の処理率（焼却残渣率、破碎・選別率等）を乗じて算出します。

① 直線式	$【y=ax+b】$
② 分数式	$【y=a/x+b】$
③ ルート式	$【y=ax^{1/2}+b】$
④ 対数式	$【y=a\log x+b】$
⑤ べき乗式	$【y=ax^b】$
⑥ 指数式	$【y=ab^x】$

回帰式とは、ある変数（目的変数）について、別の変数を用いて推計するための推計式です。

y：目的変数

x：説明変数

a、b：係数又は定数

本計画では、平成 28 年度から令和 2 年度の過去 5 年間の実績を用いて回帰式による推計を行います。

原則として、決定係数（最大値 1）が上位の回帰式を採用しますが、社会経済情勢の変化等を踏まえ、排出量実績等を考慮した数値あるいは、実情に即している回帰式を採用します。

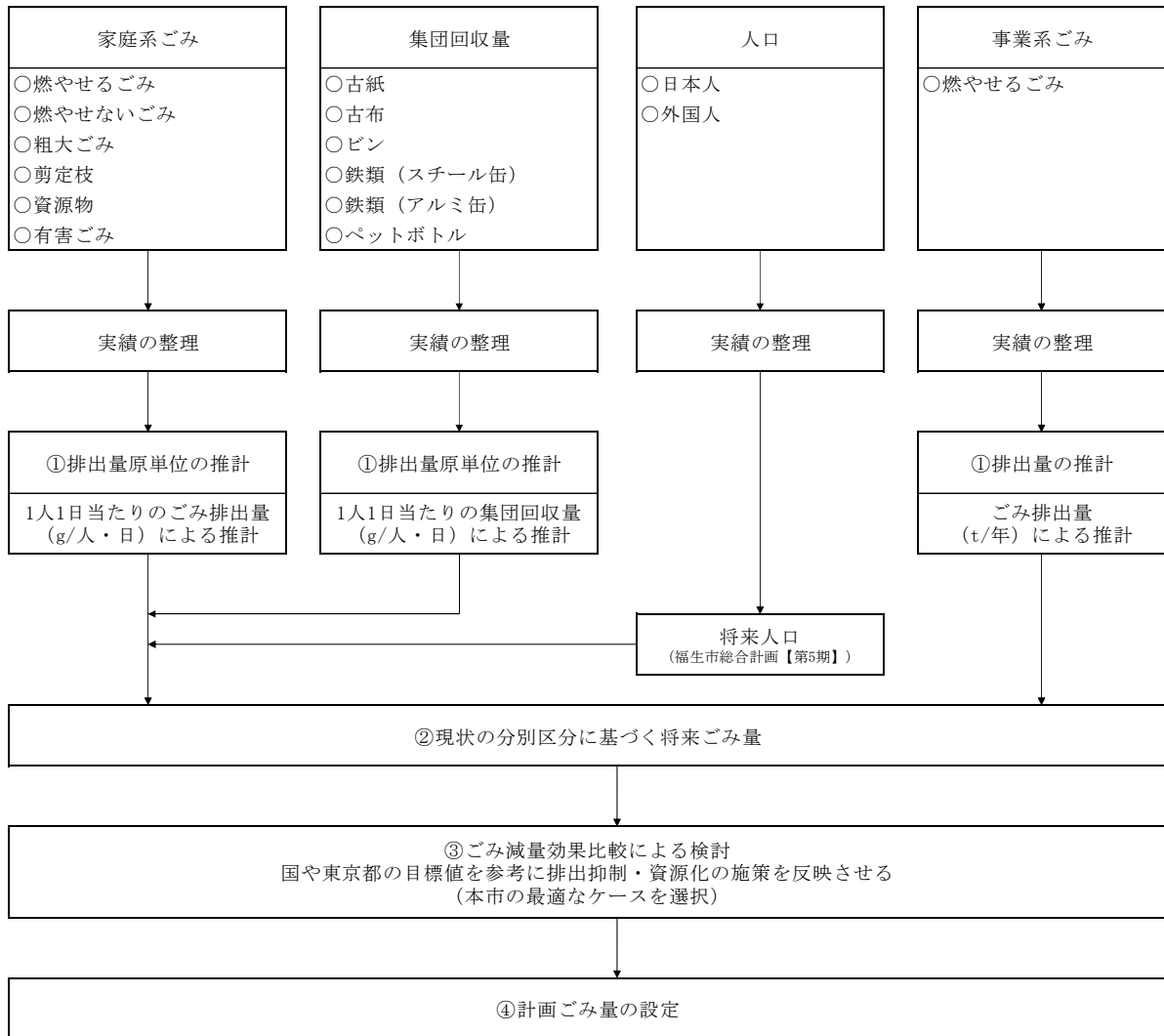


図 4-2-1 将来人口及びごみ量推計フロー

2 ごみ排出量原単位実績

ごみ発生量に用いるごみ排出量原単位を表4-2-1に示します。

表4-2-1 ごみ排出量原単位

項 目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口		人	58,642	58,459	58,358	57,701	56,967
家庭系ごみ	燃やせるごみ	g/人・日	421.97	418.93	416.28	417.26	426.54
	燃やせないごみ		25.51	25.21	25.16	24.95	26.94
	一般家庭		22.38	21.93	21.83	22.11	24.58
	公園・公共施設等		3.13	3.28	3.33	2.84	2.36
	その他		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	粗大ごみ		25.28	24.33	26.85	28.75	33.47
	回収		16.54	15.47	16.62	17.43	19.62
	持込		8.74	8.86	10.23	11.32	13.85
	その他不法投棄等		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	剪定枝		0.84	0.61	0.75	0.62	0.53
	回収		0.84	0.61	0.75	0.62	0.53
	持込		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	資源物		178.51	174.54	168.83	167.68	183.86
	缶		6.77	6.89	6.76	6.82	8.08
	ビン		21.77	21.42	20.19	18.94	19.09
	ペットボトル		9.02	8.44	9.25	9.00	9.62
	容器包装プラスチック		31.12	31.35	31.36	31.87	33.52
	ダンボール		17.61	17.95	18.07	18.99	24.62
	新聞紙		20.23	17.86	15.26	14.06	15.97
	雑誌・雑紙		50.04	48.51	45.49	45.55	49.01
	古着・古繊維		9.72	9.75	9.86	10.37	11.45
	硬質プラスチック		0.37	0.42	0.47	0.43	0.43
	金属		7.52	7.69	7.89	8.24	11.06
	小型家電		4.34	4.26	4.23	3.41	1.01
	有害ごみ		0.98	0.98	0.98	1.00	1.06
	乾電池		0.70	0.70	0.75	0.76	0.87
蛍光管	0.28	0.28	0.23	0.24	0.19		
スプレー缶・ライター等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
家庭系ごみ計	653.09	644.60	638.85	640.26	672.40		
集団回収	古紙	44.66	41.62	40.09	36.32	23.66	
	古布	2.24	2.48	2.58	2.37	1.54	
	ビン	0.09	0.09	0.09	0.09	0.00	
	鉄類（スチール缶）	0.37	0.37	0.33	0.33	0.14	
	鉄類（アルミ缶）	1.12	1.08	1.03	0.95	0.67	
	ペットボトル	1.78	1.78	1.92	1.89	1.11	
	合計	50.26	47.42	46.04	41.95	27.12	

3 現況推移の推計結果

現況推移の推計結果を表4-2-2、ごみ処理量の推計結果を表4-2-3に示します。

表4-2-2 現況推移の推計結果

項目	単位	実績値					推計値															
		年度					年度															
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
行政区域内人口	人	58,642	58,459	58,358	57,701	56,967	57,186	56,865	56,530	56,157	55,766	55,352	54,930	54,488	54,028	53,568	53,096	52,611	52,124	51,625	51,110	50,591
家庭系ごみ	燃やせるごみ	9,032	8,939	8,867	8,812	8,869	8,788	8,753	8,741	8,675	8,629	8,580	8,553	8,476	8,418	8,361	8,325	8,240	8,178	8,113	8,068	7,977
	燃やせないごみ	546	538	536	527	560	537	534	532	528	524	520	518	512	508	504	501	495	490	486	482	476
	一般家庭	479	468	465	467	511	474	471	470	466	463	459	457	452	448	445	442	437	433	429	425	420
	公園・公共施設等	67	70	71	60	49	63	63	62	62	61	61	61	60	60	59	59	58	57	57	57	56
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	541	519	572	607	696	647	656	664	668	673	676	681	681	683	683	685	683	682	681	682	678
	回収	354	330	354	368	408	397	405	412	417	422	426	432	434	437	439	442	443	444	445	447	446
	持込	187	189	218	239	288	250	251	252	251	251	250	249	247	246	244	243	240	238	236	235	232
	その他不法投棄等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝	18	13	16	13	11	11	11	10	10	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	6
	回収	18	13	16	13	11	11	11	10	10	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	6
	持込	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物	3,821	3,724	3,596	3,541	3,823	3,576	3,539	3,513	3,466	3,432	3,396	3,368	3,324	3,286	3,252	3,223	3,179	3,141	3,107	3,075	3,034
	缶	145	147	144	144	168	152	152	152	150	150	149	148	147	146	144	143	142	141	139	138	136
	ビン	466	457	430	400	397	390	382	375	367	360	354	349	342	336	331	327	320	315	311	306	301
	ペットボトル	193	180	197	190	200	192	191	191	189	188	187	186	184	182	181	180	178	176	174	173	171
	容器包装プラスチック	666	669	668	673	697	676	673	672	666	662	657	654	648	642	637	633	626	620	614	610	602
	ダンボール	377	383	385	401	512	436	436	436	434	433	430	428	425	422	419	416	412	408	405	401	397
	新聞紙	433	381	325	297	332	289	276	266	255	246	238	231	223	216	210	204	198	192	187	182	177
	雑誌・雑紙	1,071	1,035	969	962	1,019	966	955	947	933	923	913	906	893	883	873	866	853	843	833	826	814
	古着・古繊維	208	208	210	219	238	222	221	221	220	218	217	216	214	212	211	209	207	205	204	201	200
	硬質プラスチック	8	9	10	9	9	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
	金属	161	164	168	174	230	193	193	193	192	192	191	190	188	187	186	185	183	181	180	178	176
	小型家電	93	91	90	72	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	有害ごみ	21	21	21	21	22	22	22	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19
	乾電池	15	15	16	16	18	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15
	蛍光管	6	6	5	5	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
スプレー缶・ライター等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家庭系ごみ計	13,979	13,754	13,608	13,521	13,981	13,581	13,515	13,481	13,368	13,287	13,201	13,149	13,021	12,923	12,828	12,762	12,624	12,518	12,413	12,333	12,190	
集団回収	古紙	956	888	854	767	492	587	557	533	509	489	471	457	441	427	415	404	392	381	371	363	353
	古布	48	53	55	50	32	45	45	44	44	44	43	43	42	42	42	41	41	41	40	40	39
	ビン	2	2	2	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉄類(スチール缶)	8	8	7	7	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
	鉄類(アルミ缶)	24	23	22	20	14	16	15	15	14	14	13	13	13	12	12	12	11	11	11	11	10
	ペットボトル	38	38	41	40	23	34	33	33	33	32	32	32	31	31	31	31	30	30	30	29	29
合計	1,076	1,012	981	886	564	688	656	631	606	585	565	551	533	518	506	494	480	469	458	448	436	
事業系ごみ	燃やせるごみ	2,047	1,898	1,915	1,958	1,675	1,813	1,806	1,801	1,797	1,794	1,791	1,789	1,787	1,785	1,784	1,783	1,782	1,781	1,780	1,779	1,778
	燃やせないごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業系ごみ計	2,047	1,898	1,915	1,958	1,675	1,813	1,806	1,801	1,797	1,794	1,791	1,789	1,787	1,785	1,784	1,783	1,782	1,781	1,780	1,779	1,778
ごみ量合計	17,102	16,664	16,504	16,365	16,220	16,082	15,977	15,913	15,771	15,666	15,557	15,489	15,341	15,226	15,118	15,039	14,886	14,768	14,651	14,560	14,404	
総原単位	g/人・日	799.00	780.97	774.81	774.91	780.07	770.47	769.76	769.12	769.42	769.65	770.02	770.43	771.37	772.10	773.21	773.88	775.19	776.23	777.52	778.35	780.04
家庭系ごみ排出量原単位*	g/人・日	472.75	468.47	468.30	470.96	486.94	477.75	479.05	480.28	481.58	482.74	483.88	485.07	486.17	487.27	488.33	489.42	490.44	491.45	492.48	493.52	494.49

※剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

表4-2-3 ごみ処理量の推計結果

区 分		実績値 (t/年)					推計値 (t/年)																	
		年 度					年 度																	
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18		
焼却	燃やせるごみ	11,079	10,837	10,782	10,770	10,544	10,601	10,559	10,542	10,472	10,423	10,371	10,342	10,263	10,203	10,145	10,108	10,022	9,959	9,893	9,847	9,755		
	破碎選別可燃物	959	938	992	1,000	1,149	1,061	1,067	1,072	1,071	1,072	1,071	1,074	1,068	1,066	1,063	1,062	1,054	1,049	1,044	1,042	1,033		
	計	12,038	11,775	11,774	11,770	11,693	11,662	11,626	11,614	11,543	11,495	11,442	11,416	11,331	11,269	11,208	11,170	11,076	11,008	10,937	10,889	10,788		
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄分回収(資源化)	77	81	83	97	110	89	88	88	88	87	87	87	86	86	85	85	84	84	83	83	82	
焼却残渣(資源化)		969	977	958	925	924	939	936	935	929	925	921	919	912	907	902	899	891	886	880	876	868		
破碎選別	燃やせないごみ	546	538	536	527	560	537	534	532	528	524	520	518	512	508	504	501	495	490	486	482	476		
	処理内訳	破碎選別可燃物	463	452	449	442	501	461	459	457	453	450	446	445	440	436	433	430	425	421	417	414	409	
		破碎選別不燃物	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		破碎選別資源物	62	86	87	85	59	76	75	75	75	74	74	73	72	72	71	71	70	69	69	68	67	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	粗大ごみ・剪定枝	破碎選別可燃物	496	486	543	558	648	600	608	615	618	622	625	629	628	630	630	632	629	628	627	628	624	
		破碎選別不燃物	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		破碎選別資源物	52	46	45	62	59	58	59	59	60	60	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	60	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資源物	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		選別資源物	1,732	1,717	1,707	1,662	1,722	1,663	1,651	1,643	1,624	1,612	1,598	1,587	1,569	1,553	1,539	1,528	1,509	1,493	1,478	1,465	1,446	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	有害ごみ	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		選別資源物	21	21	21	21	22	22	22	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	直接資源化		2,089	2,007	1,889	1,879	2,101	1,913	1,888	1,870	1,842	1,820	1,798	1,781	1,755	1,733	1,713	1,695	1,670	1,648	1,629	1,610	1,588	
	その他資源化	破碎選別資源物	1,867	1,870	1,860	1,830	1,862	1,819	1,807	1,798	1,780	1,766	1,752	1,741	1,722	1,706	1,691	1,680	1,660	1,643	1,627	1,613	1,592	
		鉄分回収(資源化)	77	81	83	97	110	89	88	88	88	87	87	87	86	86	85	85	84	84	83	83	82	
焼却残渣(資源化)		969	977	958	925	924	939	936	935	929	925	921	919	912	907	902	899	891	886	880	876	868		
集団回収		1,076	1,012	981	886	564	688	656	631	606	585	565	551	533	518	506	494	480	469	458	448	436		
資源化計(直接+その他)		6,078	5,947	5,771	5,617	5,561	5,448	5,375	5,322	5,245	5,183	5,123	5,079	5,008	4,950	4,897	4,853	4,785	4,730	4,677	4,630	4,566		
ごみ総排出量		17,102	16,664	16,504	16,365	16,220	16,082	15,977	15,913	15,771	15,666	15,557	15,489	15,341	15,226	15,118	15,039	14,886	14,768	14,651	14,560	14,404		
総資源化率(%)		35.5	35.7	35.0	34.3	34.3	33.9	33.6	33.4	33.3	33.1	32.9	32.8	32.6	32.5	32.4	32.3	32.1	32.0	31.9	31.8	31.7		

第3節 減量化・資源化目標の検証

国、東京都における減量化・資源化に係る目標や福生市総合計画【第5期】及び平成29年3月に改定した前計画に掲げる目標を検証し、その上で目標を定めるものとします。

1 国、東京都の目標とその検証

国における減量化・資源化目標は、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）に示されています。

廃棄物処理基本方針は、国の廃棄物処理における基本的な方針を定めたものであり、平成13年5月に策定されました。その後、平成22年12月に改正され、平成28年1月にも、平成28年度以降の廃棄物の減量化の目標量や非常災害時に関する事項を追加すること等を踏まえた改正がされました。

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成15年3月に策定されました。循環型社会形成推進基本法の中で循環型社会形成推進基本計画は、おおむね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

また、東京都資源循環・廃棄物処理計画は、平成28年3月に主要な施策を示す計画として策定されました。その後、令和3年9月に改定され、「2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿」として、三本の柱「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」が示され、その実現に向けて、新たな指標及び計画目標が掲げられています。

国、東京都における減量化・資源化目標等を整理したものを表4-3-1に示し、これらの目標を検証します。

表 4-3-1 国、東京都の減量化・資源化目標等

項目	廃棄物処理基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	東京都資源循環・廃棄物処理計画				
			平成28年3月		令和3年9月		
策定年月	平成28年1月（改定）	平成30年6月	平成28年3月		令和3年9月		
基準年度	平成24年度	-	平成24年度		-		
目標年度	令和2年度	令和7年度	令和2年度 (2020年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)	令和7年度 (2025年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)	
排出削減	排出量 (t/年)	約12%削減	-	5%削減 (435万トン)	10%削減 (413万トン)	440万トン	410万トン
	プラスチック 焼却削減量 (平成29年度比)	-	-	-	-	-	40%
	食品ロス削減量	-	-	-	-	-	38万トン
	1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	-	約850	-	-	-	-
	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	500	約440	-	-	-	-
再生利用率*	約27%	-	27% (117万トン)	37% (153万トン)	31%	37%	
最終処分量	約14%削減	-	32万トン	21万トン	82万トン	77万トン	

※総資源化率と同定義

(1) 廃棄物処理基本方針との比較

廃棄物処理基本方針では、ごみ総排出量の削減目標を平成 24 年度実績に対して、令和 2 年度に約 12%削減することとしていますが、実績では 9.6%の削減にとどまっています。

再生利用率の目標については、令和 2 年度約 27%の目標に対して、実績では 34.3%となり、目標を達成しています。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量及び最終処分量の目標についても、目標を達成しています。

表 4-3-2 目標の達成状況（廃棄物処理基本方針）

項目	平成24年度	令和2年度		
	(実績値)	(実績値)	平成24年度比	(目標値)
排出量 (t/年)	17,947	16,220	-9.6%	平成24年度比 約12%削減
家庭系ごみ排出量* (g/人・日)	512.94	486.94	-2.6%	500
再生利用率 (%)	36.8	34.3		約27
最終処分量 (t/年)	58	0	-100.0%	平成24年度比 約14%削減

※資源物、有害ごみ、剪定枝、集団回収を除く

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画との比較

第四次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日当たりのごみ排出量目標を、令和7年度に約850gとしています。令和2年度までの実績に基づく現況推移の推計結果では、769.65gとなり目標は達成できる見込みです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量目標については、現況推移の推計結果では、482.74gとなり、目標達成は非常に厳しい状況です。

表4-3-3 目標の達成状況（第四次循環型社会形成推進基本計画）

項目	令和2年度	令和7年度	
	(実績値)	(推計値)	(目標値)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	780.07	769.65	約850
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	486.94	482.74	約440

※資源物、有害ごみ、剪定枝、集団回収を除く

(3) 東京都資源循環・廃棄物処理計画との比較

東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月）では、東京都内における排出量、再生利用率及び最終処分量の推計を踏まえた、令和7年度及び令和12年度の目標値を設定しています。基準年度や削減率が示されておらず比較検証が難しいことから、検証における目標値は、平成28年3月に策定された東京都資源循環・廃棄物処理計画の目標値とします。

ごみ総排出量目標については、平成24年度実績に対して、令和2年度に5%削減、令和12年度に10%削減としており、令和2年度実績では9.6%削減、令和12年度推計値においても15.8%削減となるため目標は達成できる見込みです。

表4-3-4 目標の達成状況（東京都資源循環・廃棄物処理計画）

項目	平成24年度	令和2年度		令和12年度	
	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(推計値)	(目標値)
排出量 (t/年)	17,947	16,220 9.6%削減	平成24年度比 5%削減	15,118 15.8%削減	平成24年度比 10%削減
再生利用率 (%)	36.8	34.3	27.0	32.4	37.0
最終処分量 (t/年)	58	-	-	-	-

2 総合計画における指標とその検証

福生市総合計画【第5期】におけるごみ排出量の事業指標では、平成30年度16,504tに対して、目標値（令和6年度）15,625tと設定していますが、現況推移の推計では、15,771tとなり、146t超過する見込みです。

3 前計画の目標とその検証

前計画の目標を以下に示します。

◇計画目標年度の令和13年度までに、平成27年度比総排出量を約15%減とし、総資源化率を42.0%以上とします。

前計画の目標の達成状況を表4-3-5に示します。

総排出量は、平成27年度実績に対して、令和13年度に約15%削減を目標にしていますが、現況推移の推計で13.6%の見込み、総資源化率は、42.0%の目標に対して32.2%の見込みです。目標達成のためには、更なるごみの減量化・資源化促進等の相当な努力が必要です。

表4-3-5 目標の達成状況（前計画）

項目	平成27年度 (実績値)	前計画目標値 (令和13年度)		現況推移 (令和13年度)	
			平成27年度比		平成27年度比
総排出量 (t/年)	17,409	14,824	約15%減	15,039	13.6%減
総資源化率 (%)	36.0	42.0		32.2	

第4節 発生及び排出抑制・資源化施策

ごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化施策については、市民・事業者・行政との連携により、施策そのものが共通認識されることで、減量効果や資源化の推進につながります。その結果、数値が顕著に表れる施策がある一方で、啓発活動等の数値に表れにくい施策も少なくありません。ここでは、主に数値に表れる施策について設定条件を定め、将来推計として試算します。

1 施策ケースの設定

(1) 施策ケースの設定

西多摩衛生組合環境センターのごみ質分析と多摩地域ごみ実態調査（平成28年度～令和元年度統計）のごみ組成分析結果の比較等から、以下の施策4ケースについてケースごとの数値目標等を設定し、施策を実施した場合の将来ごみ量を推計します。

各施策ケース及び数値目標等の設定を表4-4-1に示します。

表4-4-1 各施策ケース及び数値目標等の設定

ケースNo.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース1	分別の徹底による紙類の資源化の推進	家庭系燃やせるごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑紙類を29.07g/人・日増加
ケース2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の推進	家庭系燃やせるごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを51.77g/人・日増加 硬質プラスチックを0.68g/人・日増加
ケース3	生ごみの水切りによる家庭系燃やせるごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やせるごみを対象に5.16g/人・日の減量効果
ケース4	事業系燃やせるごみの排出抑制	事業系燃やせるごみの排出抑制を行うことにより、令和18年度に令和2年度の実績1,675tを目標とし、103tの減量効果

(2) 推計結果

施策ケース設定における推計結果について、表 4-4-2 現況推移及び施策ケース比較に示します。計画目標年度の令和 18 年度において、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量は、86.65g の減量、資源物は、81.51g の増加、総排出量は、198t の減量、総資源化率は、10.0% の増加が見込まれます。

本計画では、より一層のごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化を目指して全ケースを採用します。

表 4-4-2 現況推移及び施策ケース比較

項目	単位	実績値		推計値		
		令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	
※家庭系ごみ	現況推移	g/人・日	486.94	483.88	489.42	494.49
	施策ケース (全ケース)			451.95	430.29	407.84
資源物	現況推移	g/人・日	183.86	168.09	165.85	164.30
	施策ケース (全ケース)			198.13	221.43	245.81
総排出量	現況推移	t/年	16,220	15,557	15,039	14,404
	施策ケース (全ケース)			15,501	14,917	14,206
総資源化率	現況推移	%	34.3	32.9	32.3	31.7
	施策ケース (全ケース)			36.6	39.1	41.7

※剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

全ケースを採用したごみ量の推計結果を表 4-4-3、ごみ処理量の推計結果を表 4-4-4 に示します。

表4-4-3 ごみ量の推計結果

項目	単位	実績値					推計値															
		年度					年度															
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
行政区域内人口	人	58,642	58,459	58,358	57,701	56,967	57,186	56,865	56,530	56,157	55,766	55,352	54,930	54,488	54,028	53,568	53,096	52,611	52,124	51,625	51,110	50,591
家庭系ごみ	燃やせるごみ	9,032	8,939	8,867	8,812	8,869	8,678	8,534	8,412	8,240	8,089	7,935	7,802	7,625	7,468	7,313	7,176	7,000	6,844	6,689	6,550	6,377
	燃やせないごみ	546	538	536	527	560	537	534	532	528	524	520	518	512	508	504	501	495	490	486	482	476
	一般家庭	479	468	465	467	511	474	471	470	466	463	459	457	452	448	445	442	437	433	429	425	420
	公園・公共施設等	67	70	71	60	49	63	63	62	62	61	61	61	60	60	59	59	58	57	57	57	56
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	541	519	572	607	696	647	656	664	668	673	676	681	681	683	683	685	683	682	681	682	678
	回収	354	330	354	368	408	397	405	412	417	422	426	432	434	437	439	442	443	444	445	447	446
	持込	187	189	218	239	288	250	251	252	251	251	250	249	247	246	244	243	240	238	236	235	232
	その他不法投棄等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝	18	13	16	13	11	11	11	10	10	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	6
	回収	18	13	16	13	11	11	11	10	10	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	6
	持込	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物	3,821	3,724	3,596	3,541	3,823	3,680	3,745	3,821	3,875	3,941	4,003	4,074	4,123	4,180	4,238	4,303	4,345	4,394	4,447	4,502	4,539
	缶	145	147	144	144	168	152	152	152	150	150	149	148	147	146	144	143	142	141	139	138	136
	ビン	466	457	430	400	397	390	382	375	367	360	354	349	342	336	331	327	320	315	311	306	301
	ペットボトル	193	180	197	190	200	192	191	191	189	188	187	186	184	182	181	180	178	176	174	173	171
	容器包装プラスチック	666	669	668	673	697	742	804	868	926	985	1,043	1,103	1,155	1,210	1,263	1,319	1,366	1,416	1,465	1,516	1,558
	ダンボール	377	383	385	401	512	436	436	436	434	433	430	428	425	422	419	416	412	408	405	401	397
	新聞紙	433	381	325	297	332	289	276	266	255	246	238	231	223	216	210	204	198	192	187	182	177
	雑誌・雑紙	1,071	1,035	969	962	1,019	1,003	1,028	1,057	1,079	1,105	1,129	1,157	1,178	1,202	1,225	1,251	1,269	1,290	1,311	1,335	1,350
	古着・古繊維	208	208	210	219	238	222	221	221	220	218	217	216	214	212	211	209	207	205	204	201	200
	硬質プラスチック	8	9	10	9	9	40	41	41	42	43	44	45	46	46	47	48	49	49	50	51	52
	金属	161	164	168	174	230	193	193	193	192	192	191	190	188	187	186	185	183	181	180	178	176
	小型家電	93	91	90	72	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	有害ごみ	21	21	21	21	22	22	22	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19
	乾電池	15	15	16	16	18	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15
	蛍光管	6	6	5	5	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	スプレー缶・ライター等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭系ごみ計	13,979	13,754	13,608	13,521	13,981	13,575	13,502	13,460	13,342	13,256	13,163	13,104	12,969	12,867	12,766	12,693	12,550	12,437	12,329	12,242	12,095
	集団回収	古紙	956	888	854	767	492	587	557	533	509	489	471	457	441	427	415	404	392	381	371	363
古布		48	53	55	50	32	45	45	44	44	44	43	43	42	42	42	41	41	41	40	40	39
ビン		2	2	2	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鉄類(スチール缶)		8	8	7	7	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
鉄類(アルミ缶)		24	23	22	20	14	16	15	15	14	14	13	13	13	12	12	12	11	11	11	11	10
ペットボトル		38	38	41	40	23	34	33	33	33	32	32	32	31	31	31	31	30	30	30	29	29
合計	1,076	1,012	981	886	564	688	656	631	606	585	565	551	533	518	506	494	480	469	458	448	436	
事業系ごみ	燃やせるごみ	2,047	1,898	1,915	1,958	1,675	1,810	1,800	1,792	1,785	1,779	1,773	1,764	1,755	1,746	1,738	1,730	1,719	1,708	1,697	1,686	1,675
	燃やせないごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業系ごみ計	2,047	1,898	1,915	1,958	1,675	1,810	1,800	1,792	1,785	1,779	1,773	1,764	1,755	1,746	1,738	1,730	1,719	1,708	1,697	1,686	1,675
ごみ量合計	17,102	16,664	16,504	16,365	16,220	16,073	15,958	15,883	15,733	15,620	15,501	15,419	15,257	15,131	15,010	14,917	14,749	14,614	14,484	14,376	14,206	
総原単位	g/人・日	799.00	780.97	774.81	774.91	780.07	770.04	768.85	767.67	767.56	767.39	767.24	766.95	767.14	767.28	767.68	767.60	768.05	768.13	768.66	768.51	769.32
家庭系ごみ排出量原単位*	g/人・日	472.75	468.47	468.30	470.96	486.94	472.48	468.50	464.38	460.35	456.21	451.95	447.71	443.38	439.09	434.73	430.29	425.87	421.33	416.91	412.38	407.84

※剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

表 4-4-4 ごみ処理量の推計結果

区 分		実績値 (t/年)					推計値 (t/年)																
		年 度					年 度																
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
焼却	燃やせるごみ	11,079	10,837	10,782	10,770	10,544	10,488	10,334	10,204	10,025	9,868	9,708	9,566	9,380	9,214	9,051	8,906	8,719	8,552	8,386	8,236	8,052	
	破碎選別可燃物	959	938	992	1,000	1,149	1,061	1,067	1,072	1,071	1,072	1,071	1,074	1,068	1,066	1,063	1,062	1,054	1,049	1,044	1,042	1,033	
	計	12,038	11,775	11,774	11,770	11,693	11,549	11,401	11,276	11,096	10,940	10,779	10,640	10,448	10,280	10,114	9,968	9,773	9,601	9,430	9,278	9,085	
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄分回収(資源化)	77	81	83	97	110	88	87	86	84	83	82	81	79	78	77	76	74	73	72	70	69
焼却残渣(資源化)		969	977	958	925	924	930	918	908	893	881	868	856	841	827	814	802	787	773	759	747	731	
破碎選別	燃やせないごみ	546	538	536	527	560	537	534	532	528	524	520	518	512	508	504	501	495	490	486	482	476	
	処理内訳	破碎選別可燃物	463	452	449	442	501	461	459	457	453	450	446	445	440	436	433	430	425	421	417	414	409
		破碎選別不燃物	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	62	86	87	85	59	76	75	75	75	74	74	73	72	72	71	71	70	69	69	68	67
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ・剪定枝	559	532	588	620	707	658	667	674	678	682	685	690	689	691	691	693	690	689	688	689	684
	処理内訳	破碎選別可燃物	496	486	543	558	648	600	608	615	618	622	625	629	628	630	630	632	629	628	627	628	624
		破碎選別不燃物	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	52	46	45	62	59	58	59	59	60	60	60	61	61	61	61	61	61	61	61	61	60
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源物	1,732	1,717	1,707	1,662	1,722	1,730	1,784	1,841	1,887	1,939	1,989	2,042	2,083	2,128	2,173	2,223	2,259	2,299	2,340	2,383	2,415
	処理内訳	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	1,732	1,717	1,707	1,662	1,722	1,730	1,784	1,841	1,887	1,939	1,989	2,042	2,083	2,128	2,173	2,223	2,259	2,299	2,340	2,383	2,415
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		有害ごみ	21	21	21	21	22	22	22	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19
	処理内訳	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	21	21	21	21	22	22	22	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接資源化		2,089	2,007	1,889	1,879	2,101	1,950	1,961	1,980	1,988	2,002	2,014	2,032	2,040	2,052	2,065	2,080	2,086	2,095	2,107	2,119	2,124	
その他資源化	破碎選別資源物	1,867	1,870	1,860	1,830	1,862	1,886	1,940	1,996	2,043	2,093	2,143	2,196	2,236	2,281	2,325	2,375	2,410	2,449	2,489	2,531	2,561	
	鉄分回収(資源化)	77	81	83	97	110	88	87	86	84	83	82	81	79	78	77	76	74	73	72	70	69	
	焼却残渣(資源化)	969	977	958	925	924	930	918	908	893	881	868	856	841	827	814	802	787	773	759	747	731	
	集団回収	1,076	1,012	981	886	564	688	656	631	606	585	565	551	533	518	506	494	480	469	458	448	436	
資源化計(直接+その他)	6,078	5,947	5,771	5,617	5,561	5,542	5,562	5,601	5,614	5,644	5,672	5,716	5,729	5,756	5,787	5,827	5,837	5,859	5,885	5,915	5,921		
ごみ総排出量	17,102	16,664	16,504	16,365	16,220	16,073	15,958	15,883	15,733	15,620	15,501	15,419	15,257	15,131	15,010	14,917	14,749	14,614	14,484	14,376	14,206		
総資源化率(%)	35.5	35.7	35.0	34.3	34.3	34.5	34.9	35.3	35.7	36.1	36.6	37.1	37.5	38.0	38.6	39.1	39.6	40.1	40.6	41.1	41.7		

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

ごみ処理における基本方針を以下に示します。

1 ごみ処理における基本方針

本計画の基本理念は前計画を継承し、さらに国、東京都等の脱炭素化の動向を踏まえて「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」とし、引き続き以下の5点を基本方針として、減量化及び総資源化率の数値目標を設定します。

- (1) 3Rの推進
- (2) 市民・事業者・行政の役割分担の明確化
- (3) 適正処理の推進
- (4) ごみ処理から資源管理への転換
- (5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

(1) 3Rの推進

3R（リデュース＜Reduce：発生抑制＞、リユース＜Reuse：再使用＞、リサイクル＜Recycle：再生利用＞）を徹底し、ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進を図ります。

① 発生抑制（リデュース：Reduce）

ごみの排出量は、減少傾向で推移しているものの、更なる発生抑制を目標に、脱炭素社会、資源循環型社会の構築に向けて、市民や事業者が主体的に発生抑制に取り組めるよう、協力、連携等を推進するとともに積極的に支援します。

② 再使用（リユース：Reuse）

ごみとして出す前に、「まだ使えないか」「他に利用できないか」等を考え、修理や部品交換等をして再度使用したり、まだ使用できるが不要になったものは、フリーマーケットやリサイクルショップを利用するなどして、繰り返し使うことが必要です。

また、食品等を購入する際には、容器等がリターナブルであるかなどを考慮し、可能な限りごみを出さない環境にやさしいライフスタイルを確立することが重要です。

③ 再生利用（リサイクル：Recycle）

市民の環境に対する意識は高まりつつありますが、資源物の減量等により総資源化率は伸び悩んでいます。再使用できなくなったものを単にごみとして出さずに、集団回収や市の分別収集時に資源として出すなど、資源化に向けた啓発活動やリサイクルシステムへの支援等が必要です。

(2) 市民・事業者・行政の役割分担の明確化

市民・事業者・行政それぞれのごみに関する役割を明確にし、三者が協働して「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実践していく必要があります。

三者は、それぞれの果たすべき役割と責務を踏まえ、主体的な相互連携のもと、協力体制を創りあげるものとします。

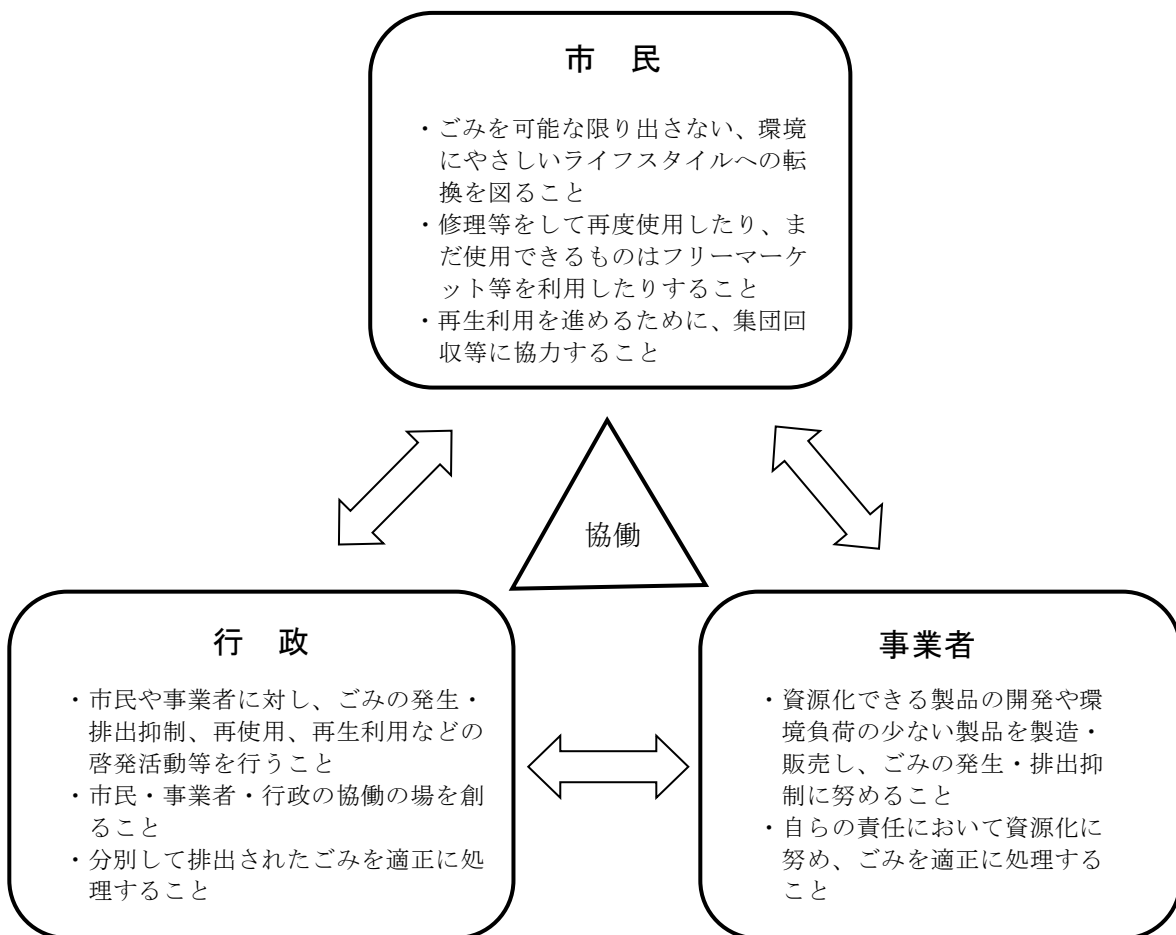


図5-1-1 三者の役割

(3) 適正処理の推進

発生抑制及び再使用の推進後に発生するごみについて、適正に処理を行います。

① 焼却処理

燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターにおいて適正に焼却処理し、サーマルリサイクル（ごみから熱エネルギーを回収し利用すること）を行います。

また、脱炭素社会の構築に向けて、燃やせるごみの減量化・資源化に取り組んでいくものとします。

② 破碎・選別処理

燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物等は、福生市リサイクルセンター等で適正に破碎・選別処理し、可能な限り資源化の推進に努めます。

③ 最終処分

福生市リサイクルセンターにおける処理後の破碎選別不燃物を全量資源化し、埋立処分量ゼロを継続します。

(4) ごみ処理から資源管理への転換

前計画に基づき、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源管理」という視点への転換を図ってきました。今後も全てのごみの搬入、搬出、処理等の管理を行い、本市で発生する資源物の流れを把握し、脱炭素社会、資源循環型社会の構築を目指すものとします。

脱炭素社会、資源循環型社会へのプロセスを図5-1-2に示します。

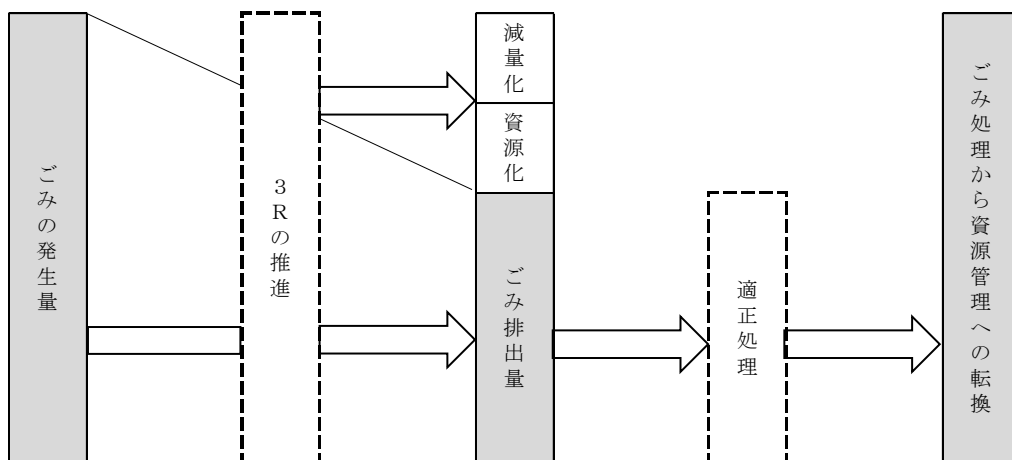


図5-1-2 脱炭素社会、資源循環型社会へのプロセス

(5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

西多摩衛生組合及び組合構成市町において、経費削減等を目的とした業務の集約を目指すものとします。

また、資源循環型社会の構築を図るためには、単独の自治体だけではなく、広域的な取組が必要です。

このことから以下の点について、具体的な検討を行い、検討結果に基づいたごみ処理業務の合理化及び効率化の推進を図ります。

① 集約する業務の抽出

財政状況及びごみ処理業務の現状等に基づき、集約すべき業務を抽出します。

② 業務集約による効果の検証

抽出された業務について、財政効果だけではなく、資源循環型社会の構築、市民サービスの向上等を含め、多角的に検証・検討します。

(6) 減量化・資源化目標

ごみ処理における5つの基本方針に基づく、減量化及び総資源化率の数値目標を以下のとおり設定します。

◇計画目標年度の令和18年度までに、

令和2年度比総排出量を約12%減とし、

総資源化率は42%を目指します。

注：令和2年度の総排出量が16,220t/年に対して、令和18年度は14,206t/年である。

よって、 $100 - (14,206 / 16,220 \times 100) = 12.4 \approx 12$

また、総資源化率は、41頁の表4-4-4を参照のこと。

第2節 施策の基本フレーム

基本理念、基本方針に沿った、各施策の基本フレームを以下に示します。

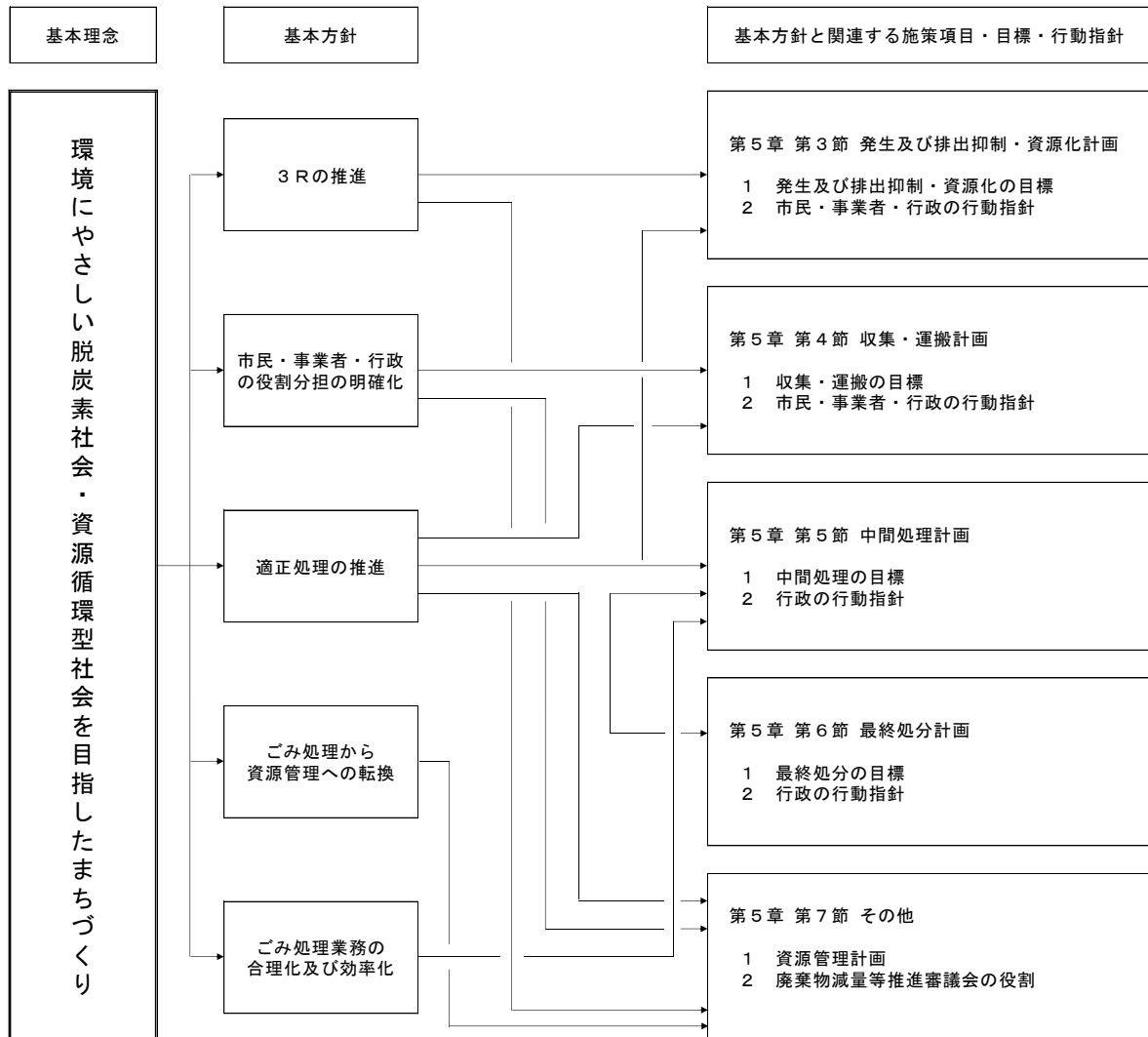


図5-2-1 施策の基本フレーム

第3節 発生及び排出抑制・資源化計画

ごみの発生及び排出を抑制し、資源化を推進していくことは、ごみ処理において最も重要な事項であり、これを確実に実行していくことが、「脱炭素社会」、「資源循環型社会」構築の必要不可欠な条件です。また、資源の大部分を輸入に依存する我が国において、再資源化あるいは再生利用できるごみを「貴重な国内資源」として位置づけ、積極的に有効活用を図ることの意味は大きいといえます。

本計画の基本方針に示すように、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位に基づき、市民・事業者・行政の三者が一体となって協力して発生及び排出抑制・資源化施策をさらに推進します。

施策の推進においては、前計画の行動指針を継続していくほか、食品ロスやプラスチックごみ削減等の新たな課題にも対応していきます。

1 発生及び排出抑制・資源化の目標

発生及び排出抑制・資源化の目標を次のとおりとします。

発生及び排出抑制・資源化の目標

- ① 脱炭素社会、資源循環型社会に沿ったライフスタイルへの移行
- ② 発生及び排出抑制の推進
- ③ 資源物回収率の増加
- ④ 地域の3R運動の活性化

2 市民・事業者・行政の行動指針

ごみの発生及び排出抑制・資源化の目標を達成するための市民・事業者・行政の行動指針は、次のとおりです。

市民の行動指針

- ① 環境負荷の少ないライフスタイルの実現を目指し、脱炭素社会、資源循環型社会への対応を図ります。（関連目標①）
- ② マイバッグを持参して、レジ袋や過剰包装は断るようにするとともに、マイ箸、マイボトル・マイカップの利用を実践します。（関連目標①、②、④）
- ③ ごみの排出者としての責務を自覚し、ごみの発生及び排出を抑制し、さらに減量化・資源化に対する意識を高めて実践します。（関連目標①、②、③）
- ④ プラスチックごみ削減を目指し、可能な限り使い捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践します。（関連目標①、②、④）

- ⑤ 地域のリサイクル活動（集団回収、フリーマーケット等）を推進するとともに、その活動に積極的に参加します。（関連目標③、④）
- ⑥ 資源物の分別排出を徹底します。（関連目標③）
- ⑦ 厨芥ごみの水切りの徹底や資源化に取り組みます。（関連目標①、②、④）
- ⑧ グリーン購入（リサイクル商品の購入）を心がけます。（関連目標①、④）
- ⑨ 余った食材や残った料理は他の料理に活用するなどして、食品ロス削減を心がけます。（関連目標①、②、④）
- ⑩ 買い物前に在庫を確認し、必要なものだけ購入します。（関連目標①、②、④）

事業者の行動指針

- ① 寿命の長い製品を製造します。（関連目標①、②、④）
- ② 詰替式商品の製造・販売を促進します。（関連目標①、②、④）
- ③ 事業所内のごみ減量化・資源化対策を計画的かつ積極的に進めるとともに、事業者の自己処理責任に基づき適正処理を行います。（関連目標①、②、④）
- ④ 再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用したエコマーク商品等の販売促進に努めます。（関連目標①）
- ⑤ 従業員に対するごみ減量・環境教育研修等を実施します。（関連目標①、②、④）
- ⑥ グリーン購入及びグリーン調達を推進に努めます。（関連目標①）
- ⑦ 資源物の分別排出の徹底とリサイクルルートの確立を推進します。（関連目標③）
- ⑧ 多量排出事業者は減量化計画を作成します。（関連目標①、②、④）
- ⑨ 小盛りや少人数メニュー、ばら売り・量り売りや売れ残り削減等の食品ロス削減を推奨する取組を推進します。（関連目標①、②、④）
- ⑩ 過剰包装の見直しや在庫管理の適正化等によるごみの減量に努めます。（関連目標①、②、④）

行政の行動指針

- ① 脱炭素社会、資源循環型社会に対応した施設整備の改善を図ります。（関連目標①）
- ② ごみの発生及び排出抑制、再使用、再生利用（3R運動）に係る啓発活動を推進します。（関連目標①、②、④）

- ③ 副読本の配布や職場体験、地域団体対象の出前講座等を実施し、学校や地域における環境教育や環境学習への取組を推進します。(関連目標①)
- ④ グリーン購入を推進します。(関連目標①)
- ⑤ 厨芥ごみの水切りの実施を啓発し、燃やせるごみの減量化・資源化に向けた取組を推進します。(関連目標①、②、④)
- ⑥ 福生市マネジメントシステム F-e を推進します。(関連目標①、②、④)
- ⑦ 町会・自治会、各種団体による集団回収について、地域のリサイクルシステム活動を支援するため、助成制度を継続します。(関連目標③、④)
- ⑧ 職員によるパトロールの強化や看板の作成等により、ごみの不法投棄防止や資源物の持ち去り防止に努めます。(関連目標①)
- ⑨ 福生市公式キャラクター「たっけー☆☆」を活用し、ごみの減量やリサイクル推進等の啓発活動を強化するとともに、学ぶ機会を創出します。
(関連目標①、②、④)
- ⑩ 外国人居住者への対応として、複数ヶ国語対応のパンフレットの作成・配布や出前講座の実施等、外国人にも理解しやすい取組の促進、情報発信等に努めます。(関連目標①、②、④)
- ⑪ 家庭における食品ロス削減に向けて、食材の使い切り、食べ残しの削減などの意識啓発を図ります。(関連目標①、②、④)
- ⑫ 燃やせるごみとして排出されている物の中から、資源化できる品目を検討します。
(関連目標①、③、④)
- ⑬ マイバッグ、マイ箸、マイボトル・マイカップの利用を促進し、使い捨てプラスチック製品等のプラスチックごみ削減の意識啓発を図ります。
(関連目標①、②、④)
- ⑭ 福生市リサイクルプラザで実施する家具等の修理・販売について、広く市民に周知し再利用の普及啓発を図ります。(関連目標①、②、③)
- ⑮ 事業系一般廃棄物の搬入に係るごみの抜き打ち検査を継続実施し、搬入不適正物混入を防ぐとともに、適正排出に向けて立入検査等の指導を強化します。(関連目標②)
- ⑯ 事業所等における食品ロス削減やプラスチックごみ削減に向けて、事業者向け啓発物等を作成し意識啓発に努めます。(関連目標①、②、④)
- ⑰ 多量排出事業者に対する減量化計画作成の義務化や廃棄物管理責任者の設置、また、リサイクルルート確立による資源化・減量化を推進します。(関連目標①、②、④)

第4節 収集・運搬計画

市民の良好な生活環境を維持し、中間処理施設等の安定稼働と機能を十分に発揮させるためには、合理的で持続性があり、また、ごみ排出量やごみを取り巻く環境等の変化に対応した効率的な収集・運搬体制の確立が望まれます。

1 収集・運搬の目標

収集・運搬の目標を次のとおりとします。

収集・運搬の目標

- ① 効率的な収集・運搬方法の構築
- ② 組合構成市町の収集対象品目及び収集方法の統一
- ③ 収集車両に低公害車の導入を推進

2 市民・事業者・行政の行動指針

収集・運搬の目標を達成するための市民・事業者・行政の行動指針は、次のとおりです。

市民の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。(関連目標①)
- ② ごみ・リサイクルカレンダーに記載されている排出方法を遵守します。
(関連目標①)
- ③ マナーを守り、ごみ集積所の維持管理を徹底します。(関連目標①)

事業者の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。(関連目標①)
- ② 収集・運搬作業に配慮した排出方法に努めます。(関連目標①)
- ③ 収集車両について低公害車の導入に努めます。(関連目標③)

行政の行動指針

- ① 公衆衛生及び生活環境の保全を維持し、市民サービスの向上に努めます。
(関連目標①)
- ② ごみ排出量の変化等を踏まえて、効率的な収集・運搬方法を継続して検討します。(関連目標①)
- ③ 降雪や台風等の際に、適切な情報の配信や安全な収集・運搬が実施できるよう対応マニュアルの徹底を図ります。(関連目標①)
- ④ 西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議を行い、広域処理の観点から収集対象品目及び収集方法の統一を検討します。(関連目標②)
- ⑤ スプレー缶やリチウムイオン電池等の適正な分別排出の周知を徹底し、収集作業における発火等事故防止に努めます。(関連目標①)
- ⑥ 収集車両に低公害車の導入を推進します。(関連目標③)

第5節 中間処理計画

中間処理は、ごみから金属等を回収して資源化を図ることにより、最終処分量を極力減量するための処理を行っています。また、焼却に伴う熱エネルギーの回収、ダイオキシン類等の排出抑制対策をはじめとした環境負荷の低減等も中間処理の重要な目的です。

福生市リサイクルセンターは稼働から24年が経過しており、施設の安定的な運用と延命化への対応が求められています。

1 中間処理の目標

中間処理の目標を次のとおりとします。

中間処理の目標

- ① 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場
- ② 焼却に伴う環境負荷の低減及び脱炭素社会の構築
- ③ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理及びサーマルリサイクルの推進
- ④ 現有焼却施設の長寿命化計画の推進
- ⑤ 広域処理に向けた中間処理施設の統合
- ⑥ 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持
- ⑦ 排出段階、中間処理段階における減量化

2 行政の行動指針

中間処理の目標を達成するための行政の行動指針は、次のとおりです。

行政の行動指針

- ① 西多摩衛生組合の安全で安定した事業活動を行うため、組合の公害防止協定を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指します。(関連目標①、②、③)
- ② 地域におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、環境負荷の少ない製品を導入し、省資源・省エネルギーを推進します。(関連目標①)
- ③ 地域と協働で事業活動を進めていくため、いつでも相互の意見交換ができる場を持ち、様々な環境データを積極的に公開し、より分かりやすく理解が得られるよう親切丁寧な説明に努め、説明責任を果たします。(関連目標①)
- ④ 排出抑制・資源化の促進及び基幹的設備整備事業等により、西多摩衛生組合環境センターから発生する温室効果ガスの削減と施設の延命化を図ります。
(関連目標①、②、③、④)
- ⑤ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との連携により、西多摩衛生組合環境センターの適正な維持管理を行い、サーマルリサイクルを継続して推進します。(関連目標③)
- ⑥ 循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施設整備を図ります。(関連目標④)
- ⑦ 福生市リサイクルセンターについては、長寿命化総合計画等に基づき、計画的に設備・機器等の更新を行う基幹的設備改良工事及び大規模修繕を実施し、施設の安定的な運用と延命化を図ります。(関連目標①)
- ⑧ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議により、組合構成市町がそれぞれ有する中間処理施設の統合に向け検討します。(関連目標⑤)
- ⑨ 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、中間処理施設の緊急事態や事前予測可能事態における自治体間の相互支援体制を維持し、広域処理の円滑実施に努めます。(関連目標⑥)
- ⑩ 排出段階、中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、最終処分量の減量化に努めるとともに、破碎選別不燃物の全量資源化を継続します。
(関連目標⑦)

第6節 最終処分計画

最終処分は、ごみの発生及び排出抑制、中間処理、資源化等の適正な処理を行った後、やむを得ず最終処分が必要となったものを埋立処分によって適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用して安定化・無害化することです。今後も広域処理の体制を維持し、最終処分場の延命化に努めます。

1 最終処分の目標

最終処分の目標を次のとおりとします。

最終処分の目標

- ① 最終処分場の延命化
- ② 関係自治体との連携による最終処分場の適正な維持管理

2 行政の行動指針

最終処分の目標を達成するための行政の行動指針は、次のとおりです。

行政の行動指針

- ① 破碎選別不燃物の全量資源化により、東京たま広域資源循環組合所管の最終処分場の延命化を推進します。(関連目標①)
- ② 東京たま広域資源循環組合及び関係自治体との連携により、組合所管の最終処分場の適正な維持管理を行います。(関連目標②)

第7節 その他

1 資源管理計画

一般的に計量を含めた管理システムは、ごみ処理を目的として、搬入量や中間処理量、最終処分量及び資源搬出量等を管理しています。また、前計画に基づき、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源管理」という視点への転換を図ってきました。今後も、可能な限りごみの発生を抑制し、それでも排出されたごみは資源として循環利用するゼロエミッションの考えのもと、資源物の搬入、搬出、処理等の管理をより積極的に行います。

(1) 資源管理システムの構築

資源管理システムは、情報の管理機能とごみの処理機能の2つに分かれます。

① 資源化情報の管理

集団回収、家庭での厨芥ごみ堆肥化容器等の利用、事業所での資源化、中間処理施設での資源化など、市内における資源化の状況をよりきめ細やかに把握し、情報として管理する体制の構築を引き続き図ります。

② 外部（民間等）資源化処理施設の活用

発生したごみを可能な限り資源に戻すことを念頭におき、資源化できる品目を検討し、外部資源化処理施設等を活用することで資源化の充実を図ります。

2 廃棄物減量等推進審議会の役割

福生市廃棄物減量等推進審議会は、本市の一般廃棄物の処理の基本方針や廃棄物の減量、再利用の促進に関する事項等を市長の諮問に応じ審議し、答申をしています。直近の活動実績等を表5-7-1に示します。

表5-7-1 審議会開催状況

開催年月	内 容
平成29年 8月	平成28年度ごみ処理実績の報告及び一般廃棄物処理基本計画について
平成30年10月	平成29年度ごみ処理実績の報告及び一般廃棄物処理基本計画について
令和 元年 8月	平成30年度ごみ処理実績の報告及び一般廃棄物処理基本計画について
令和 2年10月	令和元年度ごみ処理実績の報告及び一般廃棄物処理基本計画について
令和 3年 8月 (書面開催)	令和2年度ごみ処理実績の報告及び一般廃棄物処理基本計画について 福生市一般廃棄物処理基本計画について
令和 3年10月	福生市一般廃棄物処理基本計画について

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題

1 処理形態別人口の推移

生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理形態別人口の推移は、表6-1-1のとおりです。

令和2年度では、計画処理区域内人口56,786人のうち、公共下水道に接続して、処理している公共下水道人口は56,700人です。計画処理区域内人口の減少に伴い、水洗化・生活雑排水処理人口も相対的に減少しています。

また、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口についても、微減傾向で推移しています。

なお、単独処理浄化槽は、浄化槽法の改正（平成13年4月1日施行）によって、浄化槽の定義から外されたため、法改正以降の設置は認められていません。

表6-1-1 処理形態別人口

単位：人

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 計画処理区域内人口	58,618	58,448	57,975	57,378	56,786
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	58,494	58,324	57,853	57,268	56,700
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0
(3) 公共下水道	58,494	58,324	57,853	57,268	56,700
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	65	65	64	58	40
4. 非水洗化人口	59	59	58	52	46
(1) し尿収集人口	59	59	58	52	46
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※各年4月1日現在

※前章までの10月1日現在人口とは相違

2 公共下水道整備の推移と将来計画

公共下水道整備の推移を表6-1-2に示します。

令和2年度では、水洗化人口が56,700人に対して、整備済区域内人口は56,786人であり、下水道接続率は約99.8%、未接続は86人となっています。

また、本市の公共下水道事業計画を表6-1-3に示します。

表 6-1-2 公共下水道整備の推移

年度	総人口	整備済区域		水洗化	
		戸数	人口 (A)	戸数	人口 (B)
平成28年度	58,618	30,120	58,618	30,059	58,494
平成29年度	58,448	30,428	58,448	30,368	58,324
平成30年度	57,975	30,452	57,975	30,393	57,853
令和元年度	57,378	30,322	57,378	30,268	57,268
令和2年度	56,786	30,238	56,786	30,191	56,700

※各年4月1日現在

表 6-1-3 公共下水道事業計画

項 目	事業認可	全体計画
目標年次	令和6年度	令和6年度
処理区域面積 (ha)	663.3	1,000
下水道処理人口 (人)	54,600	54,600

3 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

し尿及び浄化槽汚泥量の推移を表 6-1-4 に示します。

し尿処理量は、平成 28 年度以降減少傾向で推移しています。

浄化槽汚泥量は、平成 29 年度に増加しましたが、平成 30 年度以降は減少傾向で推移しています。

表 6-1-4 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

単位：kL

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し 尿	101	80	77	65	62
浄化槽汚泥	12	54	52	43	30
合併処理浄化槽	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽	12	54	52	43	30
農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
計	113	134	129	108	92

4 収集・運搬方法

(1) 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況を表6-1-5に示します。

し尿の収集は、委託業者が予約制で行っており、浄化槽汚泥の収集は、許可業者が浄化槽清掃時に行っています。

表6-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況

区分	収集方式	収集回数
し尿	委託	週2回 予約制
浄化槽汚泥	許可	浄化槽清掃時

(2) 処理手数料

し尿の処理手数料は、一般世帯が使用する便所は収集回数1回につき3,000円、事業活動又は不特定多数の者が使用する便所は収集回数1回につき8,000円としています。

5 し尿処理場の概要

青梅市し尿処理場の概要を表6-1-6に示します。

西多摩衛生組合によるし尿の共同処理が平成8年5月に終了したことに伴い、青梅市及び福生市、瑞穂町との協定に基づき、し尿処理を行う施設として青梅市し尿処理場（処理能力17kL/日）を整備しました。平成8年6月から稼働し、本市のし尿処理は、青梅市との事務委託に基づき、当初より青梅市し尿処理場で処理をしています。

また、平成31年3月には、施設の延命化と環境負荷への低減等に向けた基幹的設備改良工事が完了し、平成31年4月からは羽村市のし尿、羽村市及び瑞穂町の浄化槽汚泥についても青梅市との事務委託に基づき、新たに処理を開始しています。

なお、青梅市し尿処理場におけるし尿等の処理後の処理水は、適正な処理を行った後に下水道へ放流し、処理により発生した脱水汚泥は堆肥化施設等に運搬してリサイクル等を行っています。

表6-1-6 青梅市し尿処理場の概要

区 分	内 容
施設名称	青梅市し尿処理場
所在地	青梅市黒沢1丁目697番地
施設所管	青梅市
竣工年月	平成8年3月（改良工事：平成31年3月）
処理能力	18kL/日（改良工事後）
処理方式	高負荷膜分離処理方式
総事業費	建設費：921,692千円 基幹的設備改良工事：594,000千円

6 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道の水洗化率の向上

公共下水道の水洗化率は、令和2年度には約99.8%となっています。

更なる公共用水域の水質環境保全のため、市広報等を活用して生活排水の適正処理に関する啓発活動を行うとともに、未接続の世帯に対し、公共下水道への接続を促進していく必要があります。

(2) 青梅市し尿処理場の維持管理

青梅市し尿処理場は、平成31年3月に基幹的設備改良工事が完了しています。今後も、安定的にし尿及び浄化槽汚泥を処理していくためには、維持管理を適切に行っていく必要があります。

第2節 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の推計

1 生活排水処理形態別人口の推計方法

生活排水処理形態別人口の推計手順を図6-2-1に示します。

将来の計画処理区域内人口は、ごみ処理基本計画と同様とします。

また、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口は、ごみ排出量の推計と同様に回帰式による推計を行います。公共下水道は、将来人口との整合性を図るために、以下の算出式により求めるものとします。

$$\text{公共下水道} = \text{計画処理区域内人口} - \text{単独処理浄化槽人口} - \text{し尿収集人口}$$

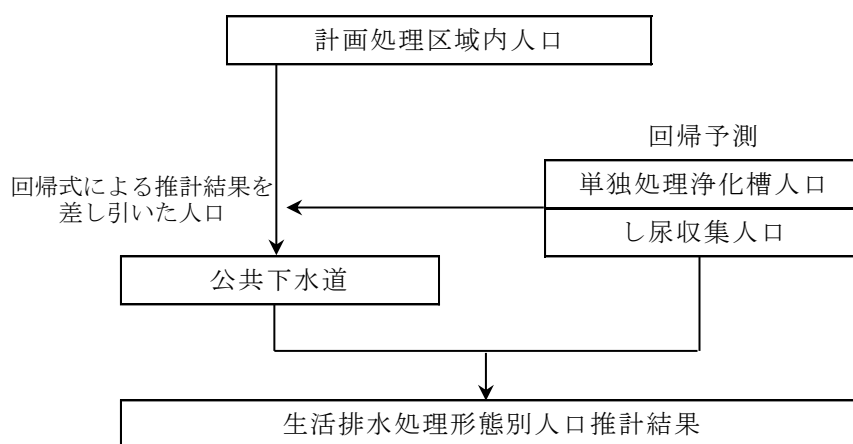


図6-2-1 生活排水処理形態別人口の推計手順

2 計画処理量の推計方法

計画処理量の推計方法を図6-2-2に示します。

過去5年間の年間収集量実績から求めた計画排出量原単位及び計画最大変動係数を乗じて、計画処理量を推計します。

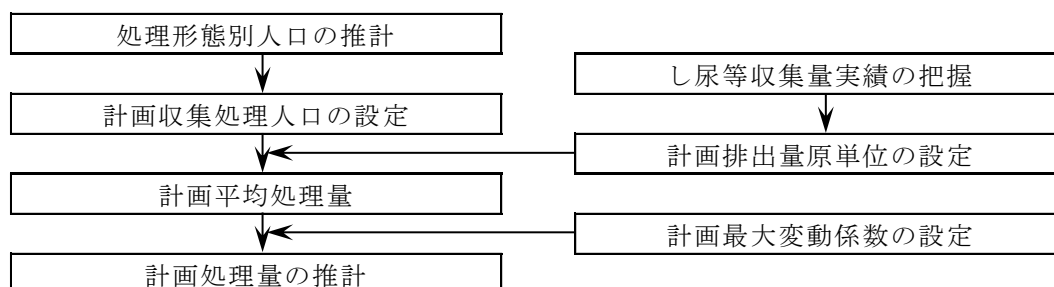


図6-2-2 計画処理量の推計方法

3 生活排水処理形態別人口の推計結果

生活排水処理形態別人口の推移結果を表6-2-1に示します。

表6-2-1 生活排水処理形態別人口の推計結果

単位：人

項目	年 度							
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
1. 計画処理区域内人口	57,186	56,865	56,530	56,157	55,766	55,352	54,930	54,488
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	57,101	56,786	56,457	56,089	55,704	55,295	54,877	54,440
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 公共下水道	57,101	56,786	56,457	56,089	55,704	55,295	54,877	54,440
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	40	37	33	30	27	24	22	19
4. 非水洗化人口	45	42	40	38	35	33	31	29
(1) し尿収集人口	45	42	40	38	35	33	31	29
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

項目	年 度							
	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
1. 計画処理区域内人口	54,028	53,568	53,096	52,611	52,124	51,625	51,110	50,591
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	53,984	53,526	53,058	52,575	52,092	51,595	51,082	50,565
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 公共下水道	53,984	53,526	53,058	52,575	52,092	51,595	51,082	50,565
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	17	16	14	13	11	10	9	8
4. 非水洗化人口	27	26	24	23	21	20	19	18
(1) し尿収集人口	27	26	24	23	21	20	19	18
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0

4 計画処理量の推計結果

計画処理量の推計結果を表6-2-2に示します。

表6-2-2 計画処理量の推計結果

年度	計画平均処理量				計画処理量 (kL/日)	備考
	くみ取りし尿	単独処理 浄化槽汚泥	合計 (kL/日)	合計 (kL/年)		
平成 28	0.28	0.03	0.31	113		実績
平成 29	0.22	0.15	0.37	134		
平成 30	0.21	0.14	0.35	129		
令和 元	0.18	0.12	0.30	108		
令和 2	0.17	0.08	0.25	92		
令和 3	0.17	0.07	0.24	88	0.3	予測
令和 4	0.16	0.07	0.23	84	0.3	
令和 5	0.15	0.06	0.21	77	0.3	
令和 6	0.15	0.05	0.20	73	0.3	
令和 7	0.13	0.05	0.18	66	0.3	
令和 8	0.13	0.04	0.17	63	0.2	
令和 9	0.12	0.04	0.16	59	0.2	
令和 10	0.11	0.03	0.14	52	0.2	
令和 11	0.10	0.03	0.13	48	0.2	
令和 12	0.10	0.03	0.13	48	0.2	
令和 13	0.09	0.03	0.12	44	0.2	
令和 14	0.09	0.02	0.11	41	0.2	
令和 15	0.08	0.02	0.10	37	0.2	
令和 16	0.08	0.02	0.10	37	0.2	
令和 17	0.07	0.02	0.09	33	0.2	
令和 18	0.07	0.01	0.08	30	0.1	

※計画処理量は、し尿及び浄化槽汚泥発生量に最大変動係数1.16を乗じて、小数第二位を切り上げた値

第3節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

生活排水処理の基本方針を以下に示します。

(1) 公共下水道の水洗化率の向上及び環境保全の推進

公共下水道整備区域内の未接続の世帯に対して公共下水道への接続を促進し、公共用水域による環境保全の推進を図ります。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥は、今後も青梅市し尿処理場において、本市及び青梅市、羽村市、瑞穂町の3市1町による広域処理を継続し、また、適正処理に努めます。

2 生活排水処理の目標

公共下水道への接続を促進し、可能な限り公共下水道における処理を行います。

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の発生量の動向を見極めながら、安定的かつ効率的な収集・運搬体制を構築するとともに、適切な業務遂行について収集運搬業者への指導にも努めます。

(2) 中間処理計画

青梅市し尿処理場の適正かつ安定的な稼働を維持するため、本市及び青梅市、羽村市、瑞穂町とともに、計画的な保守作業や施設の延命化のための維持補修について協議し、調整していきます。

4 計画達成のための施策

生活排水処理を適切に進めていくため、市民に対して、市広報等を活用して生活排水の適正処理に関する周知活動を実施するとともに、未接続の世帯に対し、単独処理浄化槽世帯については、建替えや改築時等における整備替えなどの啓発活動等により、公共下水道への接続を促進します。さらに、青梅市し尿処理場の適正処理についても推進します。

5 災害時のし尿処理に関する事項

災害時のし尿処理は、災害廃棄物処理計画に基づき対応を行います。また、災害の状況により、東京都下水道局との「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（平成23年9月30日）」に基づき、多摩川上流水再生センターに搬入します。

第7章 福生市災害廃棄物処理計画

第1節 計画策定の目的

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震による災害や、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、令和元年台風第19号といった浸水被害等による災害が起きています。大規模な災害時には、平常時に排出される廃棄物に加え、災害に伴い様々な種類の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量かつ多様に発生します。令和元年台風第19号では、土砂災害や浸水被害等により東京都多摩地域の一部で災害廃棄物が発生し、その処理を実施しています。

これらの災害廃棄物については、市民の生活環境の保全や公衆衛生の維持とともに、早期の復旧、復興に資するよう、適正かつ迅速な処理が求められることから、災害廃棄物の処理に関する基本的事項を定めた、福生市災害廃棄物処理計画（以下この章において「本計画」という。）を策定します。

本計画は、災害時に有効な対策等が講じられるよう、国の法令や指針、東京都の関連計画等を踏まえて必要に応じて見直しを図り、また、地域の取組と連動した実効性のあるものに高めていくこととします。

第2節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画は、地震災害、風水害やその他の自然災害を対象とします。

なお、風水害やその他の自然災害に関しては、地震災害に準じることとします。

2 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられ、福生市域内で発生した災害廃棄物については、本市に処理責任が生じます。

本計画で対象とする災害廃棄物は、表7-2-1の災害廃棄物の種類と概要の太枠内に示す廃棄物とします。また、主な災害廃棄物の種類（参考）を表7-2-2に示します。

なお、事業場において発生した廃棄物は、発災後、「廃棄物処理法」第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

表 7-2-1 災害廃棄物の種類と概要

廃棄物の種類		概 要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民の排出する生活ごみ※ (通常生活で排出される生活ごみを除く) 避難施設で排出される生活ごみ(避難所ごみ)※ 一部損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ) 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 被災施設の仮設トイレからのし尿 被災した事業場からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物は除く) その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> 通常生活で排出される生活ごみ 通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く)
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：東京都災害廃棄物処理計画(平成29年6月)

表 7-2-2 主な災害廃棄物の種類(参考) 1/2








種 類		説 明
災害 廃棄物	コンクリートがら	<p>コンクリート破片、コンクリートブロック、アスファルトくず等</p> 
	木くず	<p>柱材、角材、梁材等の廃木材</p> 

表 7-2-2 主な災害廃棄物の種類（参考） 2/2

種 類		説 明	
災害廃棄物	金属くず	鉄骨、鉄筋、金属サッシ、シャッター、アルミ材等	
	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙類、木くず、プラスチック等を多く含む可燃系混合物	
	不燃物/不燃系混合物	細かなコンクリート、ガラス、陶磁器等を多く含む不燃系混合物	
	廃家電	家電リサイクル法対象製品 家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫) 小型家電等 家電4品目以外の小型家電等の廃家電	
	廃自動車	自動車、自動二輪、原動機付自転車等	
	危険物及び有害物	PCB廃棄物、石綿含有廃棄物、消火器、医薬品類、農薬類、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベ等	

出典：環境省、災害廃棄物対策情報サイト廃棄物の種類等を参考に作成

3 被害の想定

東京都は、平成 24 年度に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（以下「被害想定報告書」という。）、平成 25 年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表しており、首都直下型地震として、「東京湾北部地震」、「多摩直下地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」の被害を想定しています。

本計画では、大規模な被害が想定される「多摩直下地震」、「立川断層帯地震」を対象とします。想定される災害を表 7-2-3、想定災害における福生市の建物被害を表 7-2-4 に示します。

なお、建物被害での火災延焼の棟数については、被害が大きくなる「冬、風速 8 m/s、夕方 18 時」の棟数とします。

表 7-2-3 想定される災害

項目	内 容	
種 類	多摩直下地震	立川断層帯地震
震 源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.4
震源の深さ	約20km～35km	約2km～20km

表 7-2-4 想定災害における福生市の建物被害

単位：棟

建 物 区 分		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊棟数	ゆ れ	418	1,361
	液 状 化	0	0
	急傾斜地崩壊	11	12
	計	429	1,372
建物半壊棟数	ゆ れ	1,292	1,591
	液 状 化	0	0
	急傾斜地崩壊	25	26
	計	1,317	1,617
焼失棟数		488	1,406

※小数点以下の四捨五入により、合計値が一致しない場合がある。

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

4 災害廃棄物の推計

(1) 災害廃棄物量

「被害想定報告書」では、「多摩直下地震、冬、風速8 m/s、夕方 18 時」、「立川断層帯地震、冬、風速8 m/s、夕方 18 時」における福生市の災害廃棄物の発生量を表7-2-5のとおり想定しています。

表7-2-5 災害廃棄物の発生量の想定

市名	条件			多摩直下地震		立川断層帯地震	
	季節	風速	時刻	重量(万t)	体積(万m ³)	重量(万t)	体積(万m ³)
福生市	冬	8m/s	夕18時	15	18	35	40

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

(2) 災害廃棄物の推計方法の考え方

災害廃棄物の推計は、「災害廃棄物対策指針」や「東京都災害廃棄物処理計画」等に、推計方法の考え方が示されています。

本計画では、「災害廃棄物対策指針」で示されている推計方法の考え方を示します。

① 災害廃棄物（避難所ごみ・し尿を除く）

災害廃棄物の発生量の推計は、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を進める上での基礎的な資料となります。そのため、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択して、発生量の推計を行う必要があります。

また、発災前は、平常時において処理方法を示した処理フロー等を具体的に検討するために、発災後は、基本的な処理方針や処理フロー、処理スケジュール等を示した災害廃棄物処理実行計画を策定するために発生量の推計を行います。推計後も、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて発生量の推計等を見直します。

なお、参考とする災害廃棄物の推計方法の考え方（推計に必要な情報等）を次に示します。

災害廃棄物の推計方法の考え方

◆発災前、発災後（2週間程度の間）

災害廃棄物の発生量＝災害情報に基づく被害情報×発生原単位

《発災前》

災害情報	地域防災計画で示される地震や水害のハザード情報 (震度分布図、浸水域等)
被害状況	対象災害別の被害想定結果 (建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)
発生原単位	あらかじめ設定した原単位

《発災後（2週間程度の間）》

災害情報	震度分布図、浸水域等（気象庁発表、人工衛星画像）
被害状況	災害情報から推計した対象災害別の被害推計結果 (建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)
発生原単位	あらかじめ設定した原単位

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-2（平成 31 年 4 月 1 日改定）

◆発災から 1 か月程度

《片付けごみの排出がおおむね終了している場合》

災害廃棄物の発生量＝今後建物の撤去により発生する量＋片付けごみの搬入済量

今後建物の撤去により発生する量＝被害情報×発生原単位

被害情報	被害情報やり災証明に基づく建物撤去予定棟数 (日々更新されることから変動することに留意が必要)
今後建物の撤去により発生する量	あらかじめ設定した原単位（片付けごみは含まない）
片付けごみの搬入済量	現地計測による体積や見かけ比重から推計

《片付けごみの排出にまだ時間を要する場合》

災害廃棄物の発生量＝被害情報×発生原単位

被害情報	被害情報やり災証明に基づく被害棟数 (日々更新されることから変動することに留意が必要) (建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)
発生原単位	あらかじめ設定した原単位（片付けごみを含む）

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-2（平成 31 年 4 月 1 日改定）

② 避難所ごみ

大規模災害時には、通常生活で排出される家庭からの生活ごみに加えて、避難所から排出される避難所ごみが発生します。

そのため、避難所ごみについては、以下の推計方法の考え方にに基づき推計を行うこととします。なお、推計に用いる発生原単位は実績を基に設定するものとします。

避難所ごみの推計方法の考え方

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-3（令和 2 年 3 月 31 日改定）

③ し尿

災害時に上下水道施設等が被害を受けた場合には、避難所において仮設トイレの設置が必要となります。

そのため、し尿については、以下の推計方法の考え方を参考に、収集必要量と仮設トイレ必要設置基数の推計を行うこととします。

し尿収集必要量の推計方法の考え方

し尿収集必要量＝災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量

＝（①仮設トイレ必要人数＋②非水洗化区域し尿収集人口）×③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
避難者数	避難所へ避難する市民数
断水による仮設トイレ必要人数	{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）}×上水道支障率×1/2
水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する市民数
総人口	水洗化人口＋非水洗化人口
上水道支障率	地震による上水道の被害率
1/2	断水により仮設トイレを利用する市民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の市民と仮定。
②非水洗化区域し尿収集人口	くみ取り人口－避難者数×（くみ取り人口／総人口）
くみ取り人口	計画収集人口
③1人1日平均排出量	1.7L/人・日

仮設トイレの必要設置基数の推計方法の考え方

仮設トイレ必要設置基数＝①仮設トイレ必要人数／②仮設トイレ設置目安

①仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
②仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画
仮設トイレの平均的容量	400L
し尿の1人1日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3日に1回の収集

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-3（令和 2 年 3 月 31 日改定）

第3節 災害廃棄物処理の実施主体

1 本市の役割

災害時において、図7-3-1に示すとおり、本市が主体となり災害廃棄物の処理を行います。本市域内から発生した災害廃棄物について、平常時と同様の性状の片付けごみのうち、燃やせるごみは西多摩衛生組合環境センター、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物等については福生市リサイクルセンター、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

また、被災建築物の解体撤去で発生する建築系廃棄物の性状である災害廃棄物は、民間事業者へ処理を委託します。

なお、災害の種類や規模等に応じた推計方法から推計した災害廃棄物量を基に、要処理量、処理可能量を推計し、西多摩衛生組合環境センター及び本市のみで処理することが困難な場合は、他市区町村及び民間事業者等への協力の要請、さらに、地方自治法第252条の14の規定に基づき、東京都への事務委託を行うものとします。

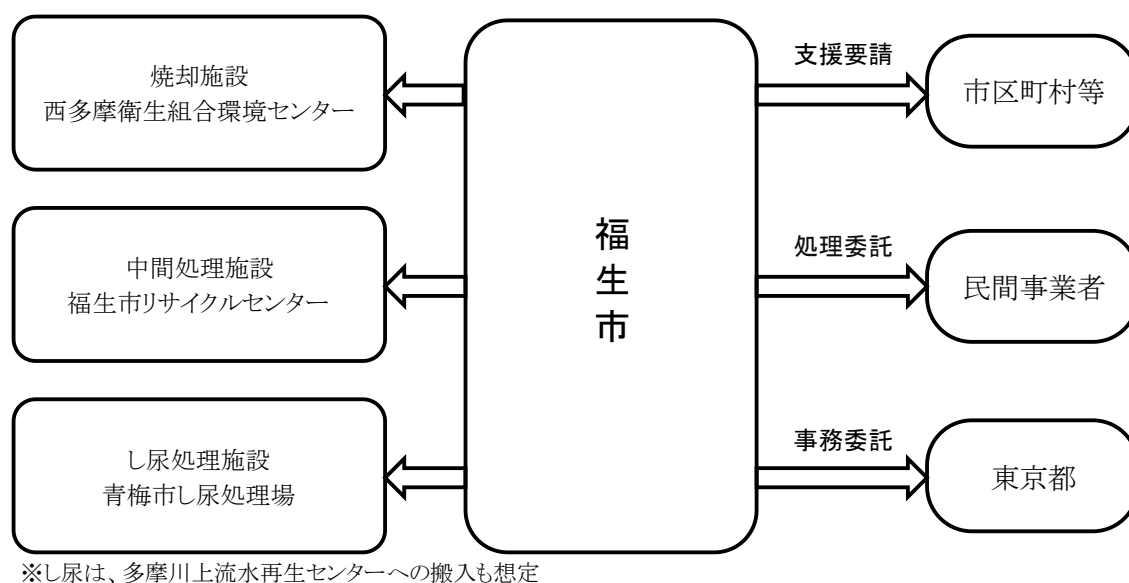


図7-3-1 災害廃棄物処理の実施主体

2 西多摩衛生組合及び組合構成市町の役割

西多摩衛生組合環境センターにおいて燃やせるごみの中間処理等を行います。支援要請等に応じた人材及び資機材等の支援を行うとともに、西多摩衛生組合及び組合構成市町が連携して処理を行います。

また、本市を含む組合構成市町（青梅市、羽村市、瑞穂町）で災害廃棄物が発生した場合は、必要に応じて西多摩衛生組合及び組合構成市町で構成する、西多摩衛生組合及び組合構成市町災害廃棄物合同処理本部（仮称）（以下「災害廃棄物合同処理本部（仮称）」と

いう。)を組織して、西多摩衛生組合環境センター及び組合構成市町内の処理施設における災害廃棄物処理の進行管理を行います。併せて、災害廃棄物由来の焼却残渣について、災害廃棄物合同処理本部(仮称)を通じて、東京たま広域資源循環組合に処理を要請します。さらに、組合構成市町内のみでは処理が困難な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、災害廃棄物処理の広域支援の要請を検討します。

3 市民・災害ボランティアの役割

被災地域の市民は、被災者でもあることから、まずは、自らの生命と安全な生活を確保することが第一となります。その上で、市民は、本市が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することができるよう、片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める必要があります。

また、災害ボランティアは、本市と連携して損壊家屋の片付け等の被災者支援を行うとともに、一次仮置場における災害廃棄物の荷降ろしや分別作業等に従事します。

4 事業者の役割

(1)本市の収集運搬委託事業者(し尿含む)及び中間処理委託事業者

本市と本市域内の廃棄物収集運搬及び中間処理(家庭ごみ等)委託事業者で、災害廃棄物処理等に関する必要事項を定めた「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しています。

発災時の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に進めるために委託事業者は、本市からの要請に基づき、災害廃棄物の撤去及び収集運搬、仮置場における分別及び管理、その他必要な事業等を行うこととしています。

また、収集運搬においては、災害廃棄物以外の家庭ごみと混載しないように留意するとともに、西多摩衛生組合環境センター搬入時の管理票には、災害廃棄物と記載するなど、処理量の管理を行います。

なお、西多摩衛生組合環境センターに搬入できる災害廃棄物は、平常時の家庭ごみと同様の性状のもののため、土砂が付着した家具等の性状が異なる場合には、本市の指示により仮置場等へ搬入します。

(2)一般廃棄物収集運搬許可業者

発災後、本市は必要に応じて一般廃棄物収集運搬許可業者と災害廃棄物収集運搬契約を締結し、西多摩衛生組合環境センター及び本市が指定する処分先等に災害廃棄物の収集運搬を行います。この場合、本市を排出事業者として取り扱います。

なお、通常の事業者から排出される一般廃棄物とは区別して、災害廃棄物として取り扱うものとします。

(3) 産業廃棄物収集運搬許可業者

東京都と災害時の協力協定を締結している一般財団法人東京都産業資源循環協会（東京都知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬許可業者等の業界団体）（以下「東産協」という。）は、東京都からの要請に応じて速やかに支援等に協力するなど、その知見及び能力を生かした役割を果たすよう努める必要があります。

なお、東京都から東産協への要請については、本市から東京都に要請を行い、東京都で災害廃棄物処理の進捗状況等を確認した上で実施します。

(4) 排出事業者

事業場から排出される災害廃棄物の処理は、原則、排出事業者自らが行うとともに、適正かつ迅速な処理に努める必要があります。

また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性がある事業者は、これらの廃棄物の主体的な適正処理に努めることとします。

5 東京都の役割

東京都は、処理主体である本市及び西多摩衛生組合が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けた本市の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、本市が災害廃棄物処理に係る事務の一部を、東京都へ委託を行った場合には、本市に代わって東京都が直接、廃棄物処理を担うことがあります。

第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1 災害廃棄物処理の基本方針

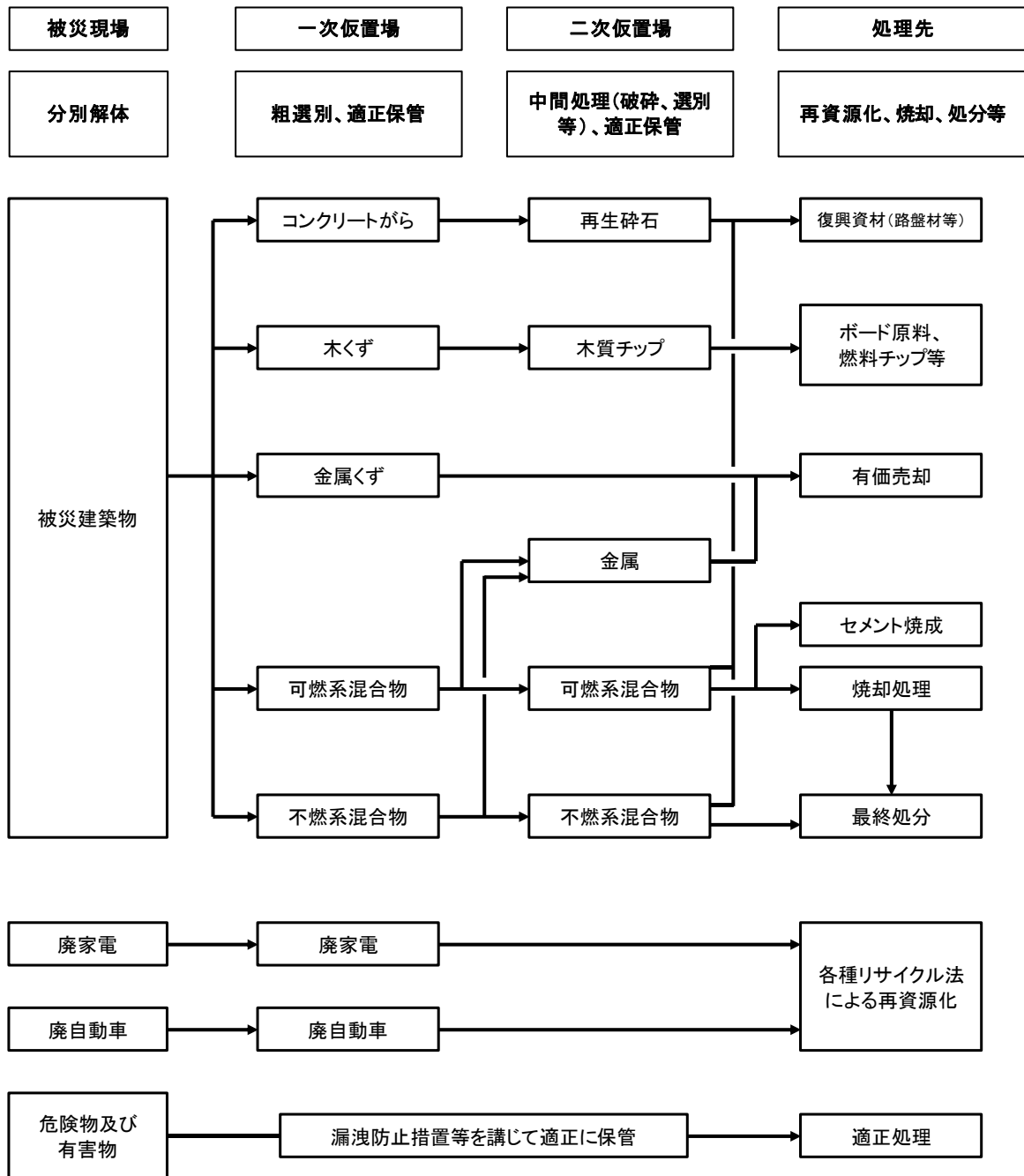
本計画における災害廃棄物処理に関する基本方針は、以下のとおりとします。

①迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
②リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、分別・選別によりリサイクルを推進します。また、再資源化したものは復興資材として有効活用します。
③環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。
⑤安全作業の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底します。
⑥経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。
⑦計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
⑧関係機関・関係団体や市民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他市区町村、一部事務組合、関係機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進します。また、市民や事業者、災害ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

2 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物の処理は、図7-4-1に示す災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）に基づくものとし、被災建築物の分別解体や仮置場において選別、適正保管等を行い、災害時においても再資源化を徹底します。

また、被災した家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）及び自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底し、危険物及び有害物については、適正な保管、処理を行います。



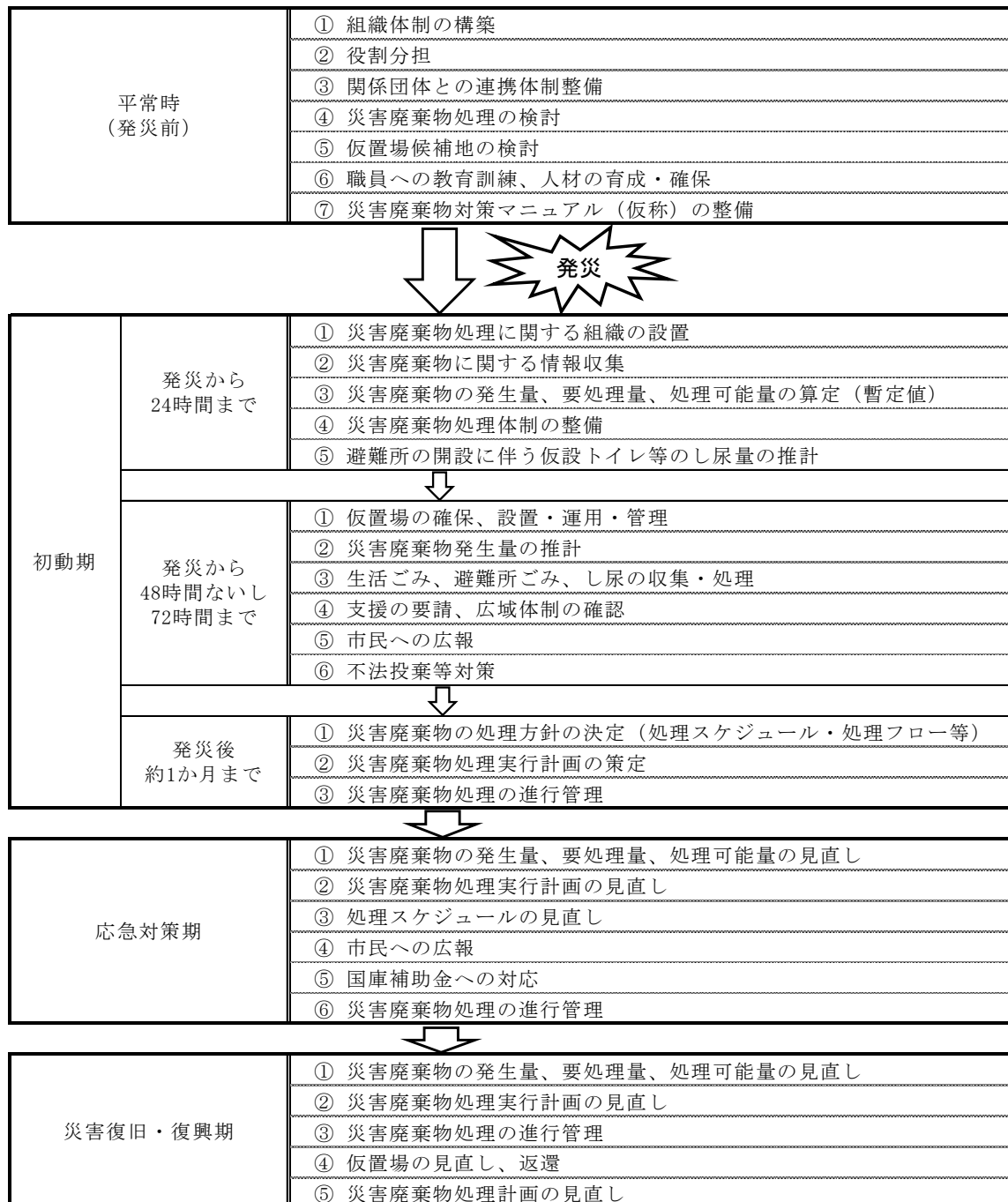
出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）

図 7-4-1 災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）

3 災害廃棄物処理業務の進め方

平常時及び発災後に本市が取り組むべき災害廃棄物処理業務の進め方（例）を表7-4-1に示します。発災後、第一に本市職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理に関する組織人員を確保します。

表7-4-1 災害廃棄物処理業務の進め方（例）



4 処理期間とスケジュール

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、出来るだけ早く完了することを前提とし、災害の規模や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量等に応じて、適切な処理期間と取り組むべき事項を経過期間ごとに整理したスケジュールを設定します。

また、大規模災害においては3年以内の処理完了を目指すものとし、処理期間について国の指針が示された場合や東京都が災害廃棄物処理実行計画を策定した場合には、その期間との整合を図り設定します。

第5節 災害廃棄物対策

1 平常時における対応（発災前）

(1) 組織体制の構築

発災後、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理を行うためには、平常時に組織体制を構築しておく必要があります。福生市災害対策本部条例及び同施行規則、福生市災害等緊急対策会議設置要綱の定めにより、災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、災害発生規模に応じた緊急対策会議、又は災害対策本部が設置されます。

災害廃棄物処理に関しては、災害対策本部等の決定により、福生市災害廃棄物対策本部（仮称）を設置することとし、生活環境部の職員を中心とした体制を組織するとともに、図7-5-1に示す関係部署と連携した組織体制（参考）を構築します。

また、福生市災害廃棄物対策本部（仮称）の想定される主要な業務内容（参考）を表7-5-1に示します。

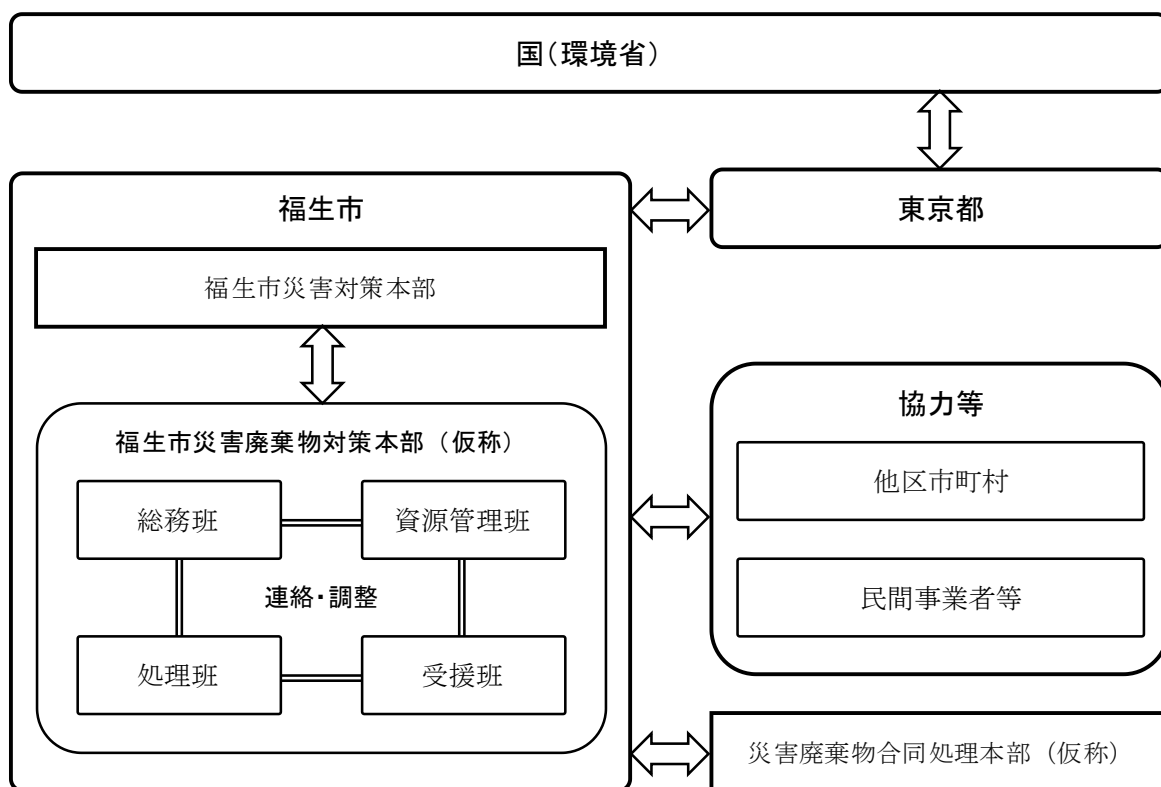


図7-5-1 関係部署と連携した組織体制（参考）

表 7-5-1 福生市災害廃棄物対策本部（仮称）の想定される主要な業務内容（参考）

班・担当区分		業務内容（参考）
総務班	総合調整担当	業務全般に関する進行管理
		指揮命令、総括、調整会議等の運営
		福生市災害対策本部・各班・担当との連絡調整
		職員の人員配置
		災害廃棄物対策関連情報の集約
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		施設の処理能力の把握
		処理方針の決定及び災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し
	財務担当	その他業務
		予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助のための災害報告書の作成
渉外担当	他行政機関との連絡調整、協議、支援要請	
	その他機関（民間事業者）との連絡調整、協議、支援要請	
広報担当	市民等への災害廃棄物処理に関する広報	
	市民からの問合せ対応	
資源管理班	仮置場担当	仮置場の必要面積の算定
		仮置場の確保、設置・運用・管理、返還
	施設担当	処理施設の被害情報の把握
		処理施設の復旧支援
		被災施設の代替処理施設の確保
	必要資機材の管理、確保	
処理班	処理担当	道路啓開及び被災建築物の解体・撤去（公費による解体・撤去含む）及びそれに伴う廃棄物処理対応
		ごみ・資源の収集運搬、処理
		復興資材利用先に関する調整、選別後の品質管理
		処理困難物の処理
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
	環境・指導担当	し尿の収集運搬、処理
		不法投棄、不適正排出対策
		仮置場等の環境モニタリング
	民間事業者の指導	
受援班	受入担当	支援の受入管理、受援内容の記録
	配置担当	受け入れた支援の配置先管理

(2) 関係団体との連携体制

① 西多摩衛生組合と組合構成市町との連携

本市の燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターにおいて、本市を含む組合構成市町（青梅市、羽村市、瑞穂町）が共同で処理を行っています。

また、し尿については、青梅市との事務委託により青梅市し尿処理場において処理を行っています。

平常時より、西多摩衛生組合及び組合構成市町で災害廃棄物合同処理に関する協議を進め、災害廃棄物合同処理体制を構築します。

② その他組合等との連携

西多摩衛生組合環境センターにおける燃やせるごみの焼却処理後の焼却残渣については、東京たま広域資源循環組合でエコセメントの原料として再生利用しています。

災害廃棄物の処理について、構成団体（他組合含む）とともに、災害廃棄物対策についての合同処理体制の構築を図る必要があります。

③ 国、東京都、他市区町村等との連携

本市だけでは、災害廃棄物処理における十分な体制が確保できない場合等に備え、国、東京都、他市区町村等との連携体制を構築します。

④ 他市区町村や民間事業者等との協定

本市では、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国、東京都、他市区町村、民間事業者等と災害廃棄物処理や避難所の開設・受入れ、資機材等の貸与、避難所等への物資等の供給、医療救護活動への協力等に関する各種協定を締結しています。

なお、災害時協定の中から災害廃棄物に関する協定を表7-5-2に示します。

表7-5-2 災害廃棄物に関する協定

協定名	協定締結先	締結年月日	協定の概要
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	福生産業有限会社 栄晃産業株式会社 株式会社加藤商事西多摩支店 川鍋商事株式会社 有限会社佐々木企業	令和3年2月26日	災害時の廃棄物処理等の協力
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年9月30日	し尿の受入れ

⑤ 市民との協力体制

災害廃棄物を適正に処理するため、市民に正確な情報を伝えるとともに、廃棄物減量等推進員等との協力体制の構築を図ります。

(3) 職員への教育訓練、人材の育成・確保

発災時において、本計画を有効に活用するとともに、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理等を進める人材を育成するため、平常時から関係職員への継続的な研修等を行います。

また、災害廃棄物処理等に関する職員の知識向上と人材の確保に努めます。

(4) 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

本計画の内容を踏まえて、発災時に対応すべき業務等を定めた「福生市災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」（以下「マニュアル」という。）等を整備する必要があります。

マニュアルには、災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定・設置・管理方法等の対応すべき具体的な業務手順、様式等を記述します。

マニュアルの位置付けは、図7-5-2に示します。

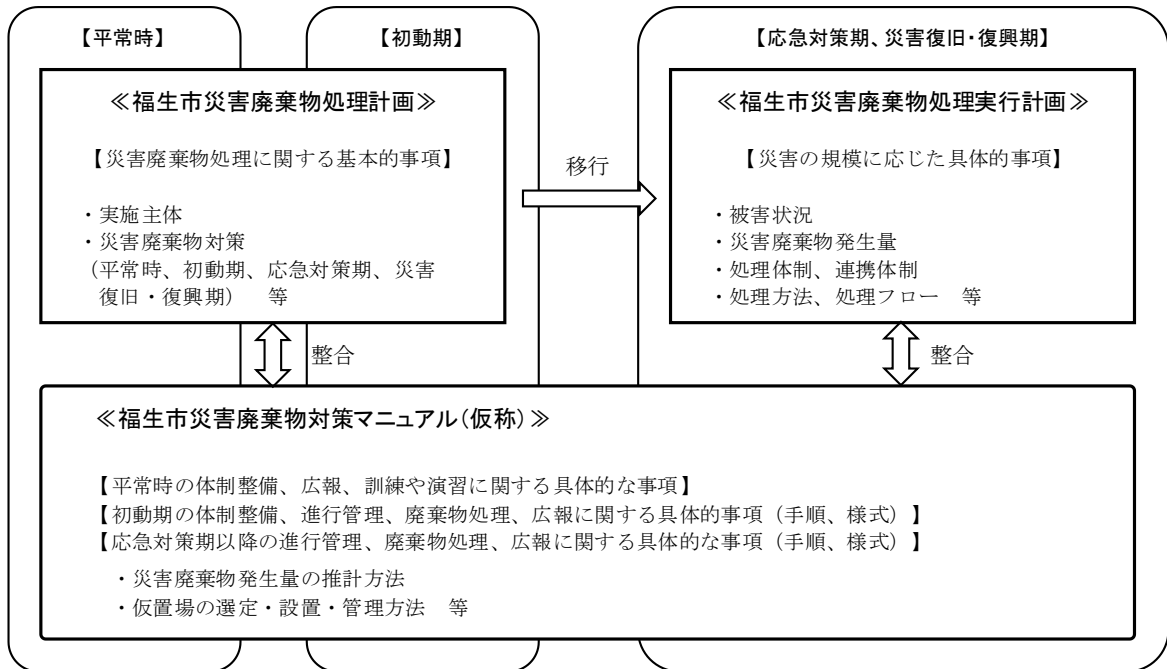


図7-5-2 福生市災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の位置付け

2 初動期における対応

(1) 福生市災害廃棄物対策本部（仮称）の設置

災害の発生規模に応じた緊急対策会議又は災害対策本部の決定により、福生市災害廃棄物対策本部（仮称）を設置します。被害の状況等に応じて福生市災害廃棄物対策本部（仮称）長（生活環境部長）は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行します。また、必要に応じて西多摩衛生組合と組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部（仮称）を組織します。

さらに、廃棄物発生量が甚大で、広域的な災害廃棄物処理体制が必要な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、災害廃棄物処理の要請を検討するとともに、東京都との連携により迅速に処理する体制の構築を進めます。

なお、他県等への応援要請が必要な場合には、東京都を窓口として他県等との連携を図ります。

(2) 災害廃棄物に関する情報収集

表 7-5-3 に災害廃棄物に関する情報収集区分（例）を示します。災害廃棄物に関する情報として、被災建築物の損壊及び解体状況、処理の進捗状況等の状況把握や関係機関からの情報収集等を行います。

表 7-5-3 災害廃棄物に関する情報収集区分（例）

区 分	入 手 情 報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

(3) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の算定（暫定値）

発災後、前項（2）で収集した災害廃棄物に関する情報を基に、平常時に定めた発生量、要処理量、処理可能量等を参考に、災害廃棄物の種類別発生量（暫定値）等を算定します。

(4) 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理は、生活環境部が中心となり実施します。災害時には、部内で臨時体制を組織し、関係部署とも連携して災害廃棄物処理体制を整備します。

(5) 避難所の開設に伴う仮設トイレ等のし尿量の推計

避難所の開設に当たり、避難者数、断水による仮設トイレ必要人数等の状況把握を行い、

し尿量の推計を行います。

また、避難所周辺市民の環境衛生に考慮したし尿収集計画を策定し、し尿処理施設等へ搬入します。

(6) 仮置場の設置・運用・管理

① 仮置場の区分と定義

仮置場は、災害廃棄物の迅速な処理のため、分別、保管、処理等を行う一時的な集積場所として設置します。災害時に災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合に、仮置場を設置する必要があります。

本計画で想定している一次仮置場、二次仮置場の定義を表 7-5-4 に示します。

表 7-5-4 仮置場の定義

区 分	定 義
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、主に被災市民が直接搬入するとともに、市の委託事業者や解体事業者等が搬入する。(基本的に市が設置して運用・管理し、最終的には返還) ※別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に移動した場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。 可能な限り粗選別を行った上で搬入し、再資源化等を行うことを想定して、選別、処理を行う。 選別、処理等の状況により、固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合がある。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理先や再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後においても一時的に集積、保管するために設置する場所。

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 18-1（平成 31 年 4 月 1 日改定）を参考に作成

② 仮置場の選定

災害廃棄物の迅速な処理を行うため、平常時において、市有地、国、東京都等の公有地の調査等を行った上で、仮置場の対象地を選定し、発災後にその状況に応じて候補地を検討します。

なお、仮置場が市有地や国、東京都等の公有地では必要面積を確保できない場合等には、やむを得ず、民有地を検討することがあります。

表 7-5-5 に仮置場選定時の留意事項を示します。

表 7-5-5 仮置場選定時の留意事項

留意事項
<ul style="list-style-type: none"> 優先順位は、市有地、国、東京都等の公有地、民有地の順とする。 搬入・搬出時の運搬ルートを確認する。 周辺住民への環境等の影響を考慮する。 災害時の他の用途（避難施設、生活物資の集積・輸送拠点、ライフライン復旧拠点等）との調整を図る。

③ 仮置場の候補地

福生市地域防災計画（平成 30 年度修正）では、仮置場の候補地として、表 7-5-6 に示す 5 つの公園等を指定しています。ただし、多摩川緑地福生南公園、多摩川中央公園及び多摩川緑地福生かに坂公園については、河川敷であるため台風や集中豪雨等による河川の増水により仮置場として適さない場合を考慮する必要があります。

表 7-5-6 仮置場の候補地

施設名	所在地
多摩川緑地福生南公園	福生市南田園 1-1-1
多摩川中央公園	福生市北田園 1 先
多摩川緑地福生かに坂公園	福生市福生 1185-15
武蔵野台公園	福生市武蔵野台 1-30
福東グラウンド	福生市熊川 1608

出典：福生市地域防災計画（平成 30 年度修正）

④ 災害廃棄物合同処理本部（仮称）

本市では、平常時の家庭ごみ等の中間処理（焼却処理）を西多摩衛生組合環境センターで行っており、災害廃棄物の焼却処理についても、基本的に西多摩衛生組合環境センターで行うこととなります。そのため、災害廃棄物が発生した場合は、必要に応じて西多摩衛生組合や組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部（仮称）を組織します。その際、組合構成市町で共有する仮置場の設置についても検討を行います。

また、西多摩衛生組合や組合構成市町内の処理施設を最大限活用しても、目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合敷地内への二次仮置場及び仮設処理施設の設置についても検討します。さらに、一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合は、二次仮置場内で中間処理（破碎処理）を行い、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理することも検討します。

⑤ 仮置場の設置

発災後、被災状況に応じて、被災市民が排出する災害廃棄物を一時的に集積する場所として、仮置場を速やかに設置します。

また、災害廃棄物の発生量を推計し、必要面積や必要箇所数等を検討した上で関係部署等と調整を行い、選定した仮置場候補地から仮置場を設置します。

仮置場のレイアウトについては、本レイアウト例等を参考にして、災害の規模や被

害棟数等の情報に基づき、災害廃棄物の発生量を算定し、仮置場の面積等を考慮した上でレイアウトを決定する必要があります。

また、二次仮置場は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合敷地内等の広域的な連携も考慮して設置します。

（ア）一次仮置場のレイアウト例

一次仮置場のレイアウト例を図7-5-3に示します。一次仮置場は、災害廃棄物を保管するだけでなく、その後の処理、資源化等の各工程を考慮し、廃棄物の種類ごとに区分して仮置きできる場所に設置する必要があります。

なお、発生する災害廃棄物について、地震災害時には倒壊や損壊などにより廃棄物が発生するため、コンクリートがらや鉄・金属等の金属くず、木くずが多くなる傾向にあり、風水害等の災害時には、浸水によって廃棄物が発生するため、畳や廃家電、流木・木くず等が多くなる傾向にあります。

また、一次仮置場への搬入は、車両での搬入を想定して、搬入車両の集中による交通渋滞に配慮した、車両等が交錯しない一方通行のレイアウトにします。

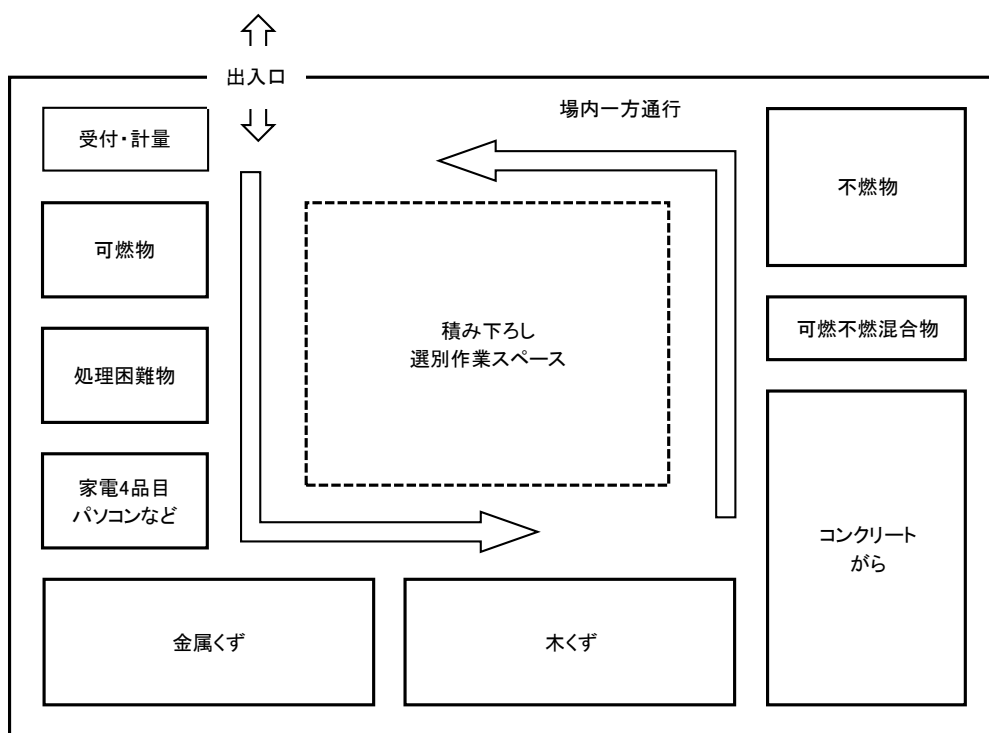


図7-5-3 一次仮置場のレイアウト例

(イ) 二次仮置場のレイアウト例

二次仮置場のレイアウト例を図7-5-4に示します。二次仮置場では、一次仮置場の搬入物の更なる分別処理等を行う作業スペースを考慮するとともに、二次仮置場内での再分別や保管を行える場所を配置する必要があります。

また、仮設の中間処理施設を設置する可能性も考慮し、処理後の保管場所を配置する必要があります。

二次仮置場への搬入についても、搬入車両等や処理後の搬出車両等が集中する場合は想定されることから、交通渋滞に配慮して、可能な限り一方通行として、車両等が交錯しないレイアウトにします。

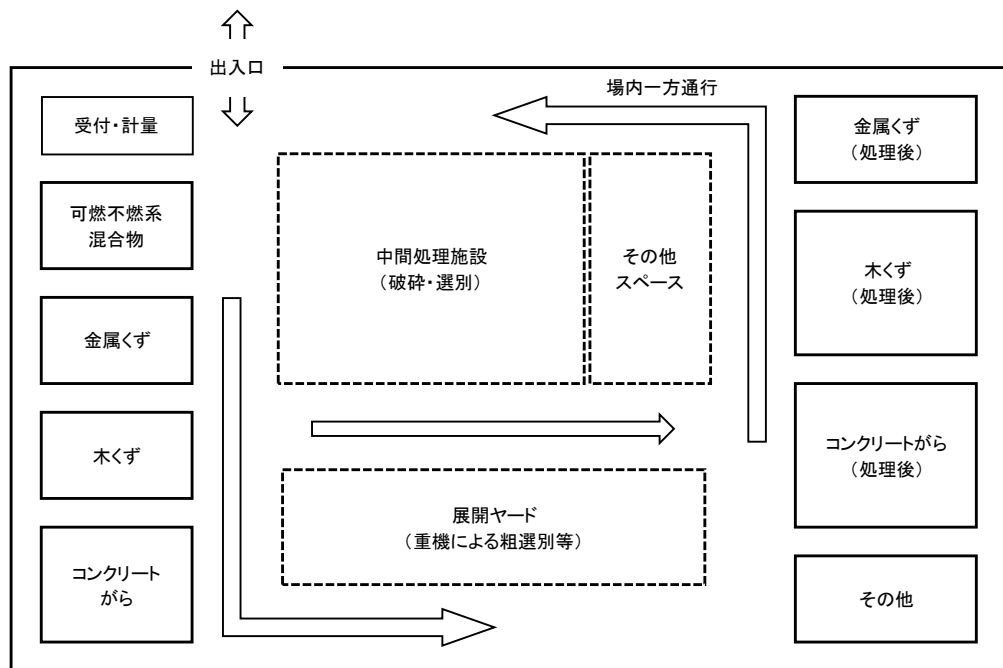


図7-5-4 二次仮置場のレイアウト例

⑥ 仮置場の管理

仮置場では、災害廃棄物の飛散防止対策、環境衛生対策、火災防止対策等に留意するとともに、仮置場の作業従事者に対する安全性の確保に努めることとします。

また、仮置場を適切に管理するために、便乗ごみや不法投棄等の防止対策として、受付の設置や警備員の配置、出入口の施錠等を講じる必要があります。

⑦ 仮置場の選定から運用開始、返還までの流れ (案)

仮置場の選定から運用開始、返還までの流れ (案) を図7-5-5に示します。仮置場の返還に当たり必要な場合は土壌分析等を実施し、土地の安全性を確認の上で返還するものとします。

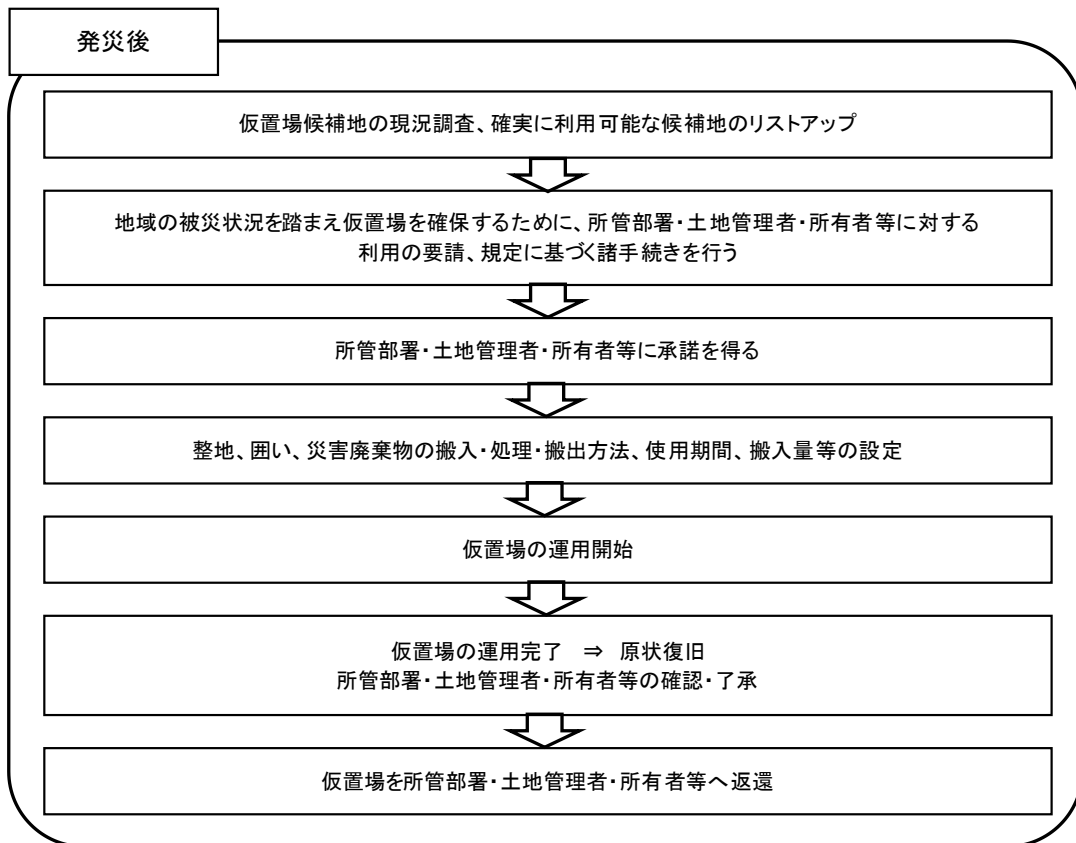
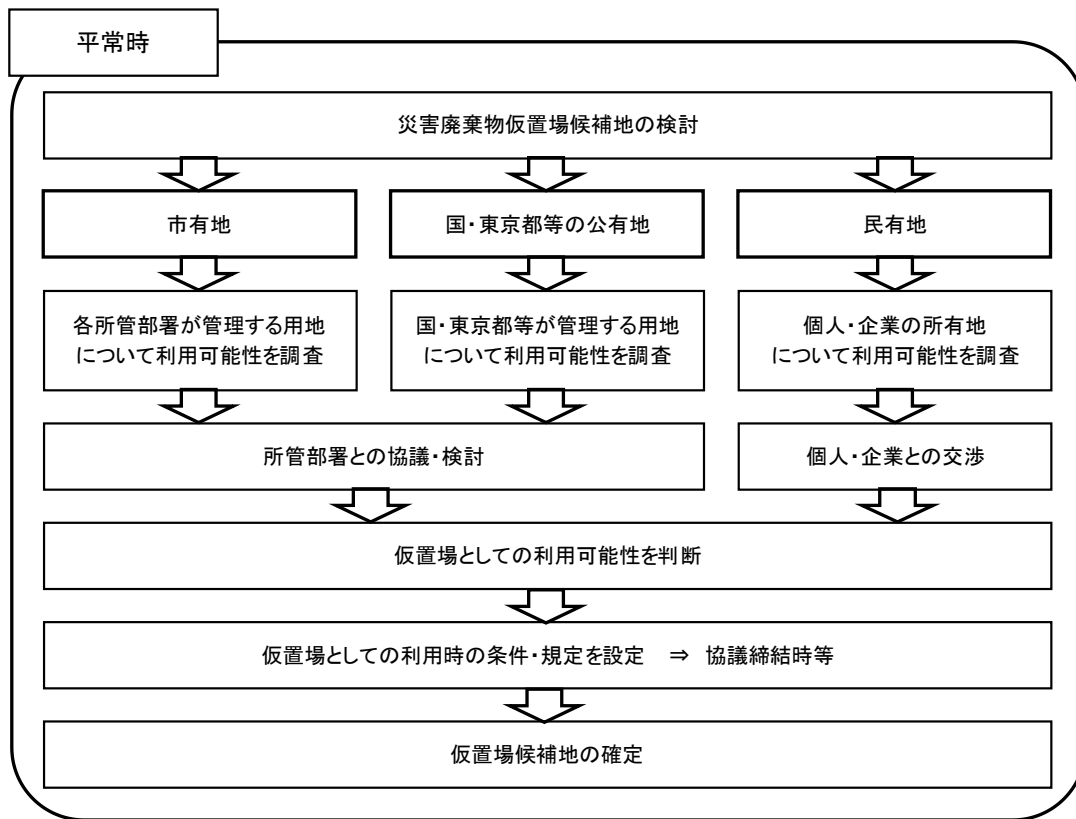


図 7-5-5 仮置場の選定から運用開始、返還までの流れ (案)

(7) 市民への広報

市民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、市広報、ホームページ、アプリ、防災行政無線、広報車等を活用して適切な情報を周知します。

- ・発災後の生活ごみの分別、収集方法、収集頻度
- ・避難所における避難所ごみの分別方法
- ・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類
- ・災害廃棄物の排出方法（戸別収集の有無、仮置場への搬入方法等）
- ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止

(8) 災害廃棄物の処理方針の決定

災害廃棄物の種類別発生量、要処理量、処理可能量等を勘案し、被災状況に応じた処理方針を決定します。

また、本計画の基本方針に基づき、処理の優先順位や処理スケジュール、再資源化の方法等についても示すものとします。

なお、災害廃棄物のうち可燃系混合物等の燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理し、木くずやコンクリートがら、金属くずなどの再資源化できるものについては、福生市リサイクルセンターで選別、破碎等の処理を行い、再資源化を行うことを基本とします。

(9) 災害廃棄物処理実行計画の策定

本計画や国の指針等に基づき、被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量、処理方針等を記載した福生市災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定します。

(10) 災害廃棄物処理の進行管理

災害廃棄物処理状況及び業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行います。その際、短期的な目標を設定し、随時その達成状況等を検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保します。

また、把握した情報は、災害廃棄物対策本部（仮称）や災害廃棄物合同処理本部（仮称）へ報告するほか、東京都との情報共有も図ります。

3 応急対策期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

発生量を基に、処理しなければならない災害廃棄物を要処理量として把握し、被災状況や仮置場への搬入状況等に基づいて、随時、災害廃棄物の発生量及び要処理量について見直しを行います。

また、処理施設の稼働状況等を踏まえて、処理可能量の見直しも行います。さらに、要処理量に対して処理可能量が不足する場合は、広域処理も含めた調整を図ります。

(2) 実行計画の見直し

処理の進捗状況等の変化に応じて、処理先・再生利用先等の見直しを適宜行います。

(3) 処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の発生量等を見直しを踏まえて、処理スケジュールや処理フローを見直します。

(4) 市民への広報

市民に対して、市広報、ホームページ、アプリ、防災行政無線、広報車等を活用して、発災後の状況に応じた具体的な情報を周知します。

- ・市民からの問合せ内容と回答例（Q&A）
- ・り災証明の交付から解体（公費解体含む）までの流れ
- ・仮置場の設置状況や運営状況
- ・災害廃棄物の処理状況

(5) 国庫補助金への対応

災害時には、災害の規模により、国庫補助金が適用されます。災害廃棄物の処理に係る費用に対しては、「災害等廃棄物処理事業費補助金」が適用されるため、被害状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約する必要があります。

なお、災害の規模等により、補助対象とならない経費等があるため、対象の範囲を十分に把握しておく必要があります。

(6) 災害廃棄物処理の進行管理

実行計画に基づき、災害廃棄物の処理及び業務の進行管理を行い、処理実績の公表、要処理量の算定等を適宜行うとともに、必要に応じて人材、資機材の確保を行います。

4 災害復旧・復興期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

災害廃棄物の処理状況等に応じて、定期的に災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直しを行います。

(2) 実行計画の見直し

災害復旧・復興の段階において、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理過程等に新たな課題が判明する場合があります。処理の進行に伴い、災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直しが行われた場合等には、必要に応じて、実行計画の見直しを行います。

(3) 災害廃棄物処理の進行管理

応急対策期に実施した内容に加え、災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行います。

(4) 仮置場の見直し、閉鎖、返還

仮置場は、災害廃棄物処理の状況に応じて、順次閉鎖し原状復旧を行います。

また、必要に応じて土壌分析等を実施した上で、返還します。

(5) 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令や指針、東京都の関連計画、市の関連計画等の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

また、計画の内容に改善点が見られた場合、その他本計画の見直しが必要となった場合等においても、必要に応じて見直しを行います。

(6) 国庫補助金業務

災害廃棄物処理に関する国庫補助金には、「災害等廃棄物処理事業費補助金」「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」等があります。本市における災害廃棄物処理において対象となる場合には、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省）」の手順等に基づき災害報告書等を作成し、東京都を通じて補助金申請を行います。

< 用語集 >

用語集

【あ行】

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また「ごみ」は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

○エコセメント

ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントです。普通セメントと同等の品質を持っているため、普通セメントと同様の分野（土木・建築工事やコンクリート製品等）に使われています。

○エコマーク商品

様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品です。

○SDGs(エス・ディー・ジーズ:Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

○温室効果ガス

大気を構成する気体の中で、熱（赤外線）を吸収する性質を持つ気体のことで、大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり地球温暖化につながります。「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（政令で定めるもの）、パーフルオロカーボン（政令で定めるもの）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質としています。

【か行】

○拡大生産者責任（EPR:Extended Producer Responsibility）

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

○仮設処理施設（災害廃棄物）

災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設等のことをいいます。

○合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水を併せて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、現在では単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されています。

○家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

関係者（製造業者、輸入業者、小売業者、消費者）の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。平成10（1998）年6月制定。

○仮置場（災害廃棄物）

災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所です。被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理を行うために設置します。また、仮置場の機能に応じて一次仮置場、二次仮置場に区分します。

○環境基本計画

環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた基本的な計画です。

○環境基本法

環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項を定めた法律です。平成5（1993）年11月制定。

○環境モニタリング（災害廃棄物）

廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価することをいいます。

○基幹的設備改良事業

ごみ焼却処理施設やし尿処理施設を構成する重要な設備や機器について、おおむね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業のことです。

○許可業者

廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬、処理を業として行う者のことです。

○グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）は平成17（2005）年5月制定。

○建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

建設解体工事における分別及び再資源化の促進を規定しています。平成12（2000）年5月制定。

○減量化

ごみの排出量を削減することをいいます。具体的にはマイバックによりレジ袋を使用しない、野菜や果物を量り売りする、水切りにより生ごみの排出量を減らす、家電製品を修理して長く使用する、フリーマーケット等を通じて古着や食器等を他人に使ってもらう、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

○広域処理（災害廃棄物）

被災地で処理しきれない災害廃棄物を被災した地域以外の自治体が処理することをいいます。

○公費解体（災害廃棄物）

個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、原則、所有者が解体を実施しますが、災害復興に当たり、所有者の申請に基づき、市区町村が所有者に代わって実施する解体のことで。

○高負荷膜分離処理方式

搬入し尿及び浄化槽汚泥を無希釈のまま硝化・脱窒反応層の活性汚泥混合液（MLSS）の濃度を標準法の2～3倍程度、反応液温度を25℃以上と高く設定することで生物化学的酸素要求量（BOD）と窒素の容積負荷を大きくした方法であり、固液分離に際し、従来の機械式や沈降式ではなく、膜（繊維）を採用することでより高い固液分離を行う方法のことで。

○小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。平成24（2012）年8月制定。

○ごみ排出量原単位

総排出量を人口で除した数値で、1人1日当たりどれだけのごみを排出するかを表す数値です。

【さ行】

○サーマルリサイクル

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を可能な限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクルのことで。

○災害廃棄物対策指針（災害廃棄物）

平成23（2011）年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針です。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述されています。

○災害報告書（災害廃棄物）

災害等廃棄物処理事業報告書の略称で、発災後、被災市町村が取りまとめ、都道府県を通じて環境省に提出するものであり、各市町村の被災状況について記載した報告書のことで。

○残渣

廃棄物を焼却、破碎、選別処理した後に、残ったものです。

○資源循環型社会

資源の循環を図ることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成3（1991）年4月に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成12（2000）年6月に制定。①事業者による製品の回収・リサイクル対策の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とした法律です。

○自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済み自動車の適正な処理を推進するため、関係者の役割分担を規定しています。平成14（2002）年7月制定。

○集団回収

町会・自治会、PTA、老人クラブ、子ども会その他地域団体が古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することで、市は活動団体に対して助成を行っています。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、（1）廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、（2）使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、（3）廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、（4）廃棄物等の熱を得ることにより利用する「熱回収」、（5）廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記しています。平成12（2000）年6月制定。

○循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成の推進に必要な市町村における廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、国が交付金の交付を行う制度のことです。

○浄化槽汚泥

浄化槽から引き抜かれる汚泥のことです。

○浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検及び清掃等を規制し、公共用水域の水質保全の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。浄化槽は適正に保守点検、清掃及び定期検査が行われて、その性能を発揮することから、平成18（2006）年2月より浄化槽の維持管理に対する監督権限が強化されました。昭和58（1983）年5月制定。

○食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者など、各主体の役割に応じた再生利用等の実施を定めた法律です。平成12（2000）年6月制定。

○食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。

○処理可能量（災害廃棄物）

廃棄物処理施設において、平常時の廃棄物を処理した上で、更に余分に処理を行うことができる量をいいます。

○ゼロエミッション

平成6（1994）年に国際連合大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのことです。

○選別（災害廃棄物）

仮置場や廃棄物処理施設等に搬入された廃棄物を適正に処理するため、重機等の利用のほか手作業でコンクリートがら、木くず、金属物、可燃物、不燃物等に分ける工程をいいます。

○総資源化率

排出されたごみ等（集団回収含む）が資源としてリサイクルされた割合です。資源として収集・処理した量＋収集後資源化量＋集団回収量／総排出量（集団回収量含む）の計算式で求めます。

○総排出量

収集ごみ量、直接搬入ごみ量、集団回収量の合計です。総排出量には、事業者独自の資源回収・処理や住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がされているもの等（潜在的なごみ）を実数として捉えることが困難なことから、これらを除いた全てのごみの量を指します。

【た行】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の燃焼過程や農薬製造の過程などで生成する毒性の強い物質のことです。

○脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のことです。

○多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定

多摩地域における家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設等に相互支援の協力の必要な事態が発生した場合の広域な処理を円滑に実施し、多摩地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、多摩地域ごみ処理広域支援体制に必要な事項を定めたものです。

○中間処理施設

収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別などにより、可能な限りごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理する施設です。

○直接資源化量

中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入される量をいいます。

○東京たま広域資源循環組合

昭和55（1980）年11月、地方自治法第284条第2項に基づき一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域25市1町の自治体（組織団体）によって構成・運営されています。

○道路啓開（災害廃棄物）

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去した上で、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいいます。

【な行】

○熱エネルギーの回収

ごみを燃やすことなどにより発生する熱を、利用可能な熱エネルギーとして回収することです。

【は行】

○バイオマス

生物（バイオ=bio）と量（マス=mass）を合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源（石油等）を除いたものをいいます。廃棄物関連では家畜排せつ物、生ごみ、製材所の木くず、下水道汚泥などがあります。

○廃棄物処理法基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）

廃棄物処理法に基づいて、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を達成するために必要な事項を環境大臣が定めています。

○廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律です。昭和45（1970）年12月制定。

○排出抑制

ごみとして出さず、店頭回収や集団回収などを利用し、ごみ排出量を抑制することをいいます。

○発生量（災害廃棄物）

発災後、一定期間、一定区域で生じる災害廃棄物の量をいいます。

○便乗ごみ（災害廃棄物）

災害廃棄物に便乗した、災害とは関係のない通常生活で排出される生活ごみ、事業系ごみ、危険物等をいいます。

○復興資材（災害廃棄物）

復興過程から生み出され、建設資材として、復興工事へ適切に利用されるべきもので、災害廃棄物等の混合物を分離、選別して得られた「分別土砂」や、コンクリートがらを破砕、選別して得られた「コンクリート再生砕石」等をいいます。

○プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。令和3年（2021）6月公布。

【や行】

○容器包装プラスチック

容器包装リサイクル法で定める、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり使ったりすると不要になるプラマークのついたプラスチック製の容器や包装のことです。

○容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという、役割分担を定めた法律です。平成7（1995）年6月制定。

○要処理量（災害廃棄物）

災害廃棄物の発生量のうち、処理（選別、破砕、焼却等）を要する量をいいます。

【ら行】

○り災証明（災害廃棄物）

自然災害等（火災を除く）により被害を受けた、住家（居住のために使用している建物）に対して、市区町村が被害認定調査を行い、被害程度（全壊、半壊等）について交付する証明書をいいます。

○リターナブル商品

一升瓶やビール瓶など、繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できる商品のことです。

福生市一般廃棄物処理基本計画

編集・発行 福生市 生活環境部 環境課 ごみ対策係
〒197-8501

東京都福生市本町5番地

電話 042-551-1511（代表）

<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

発行 令和4年3月